ワ 3
3645
431

本間文庫

門 ワ 3
號 3645
卷 431

宮內省圖書寮

一 進納禮
二 躾板要集
三 配膳門
四 配酌門
五 右實
六 婚禮
七 書札
八 積方
九 進納禮百条
十 同附錄

宮內省圖書寮

進納禮目録ニ付

一 貴人ニ御禮申上候事

先當流之作法ハ也宮又ハ御門跡ニ
申付之御前ニ出ル次ニ開之ハ
御を作ル押ヘ様のるを
出ル所ハ附膝ニて
右手を左膝ニ
押ヘ親指ハ附ル
次ニ行紙潤を見て
次ニ中ハ五ものヘ額を
額を五ものヘ
右手を左膝の上ヘ
引合右手を反右膝を立
右眼をかゝ
也ハ作法の事を
三年ニ
先ハ
主人の方をもう
出ル作法ハ
御礼とも

一 二ハ人一列ニ出ル御禮申事

是六左習句にても外法にて一度おもと立出申候ハ
先へ出るハ踏て出るハ出る是ハ外候出貴へ乃
方へ向一目に左様を高て右様を退左様も同合進
也乃に一目に法礼十と退何も申度のもの
なるべくこと立のの也

一貴へ御手奥半蛇行領に来
是家者に法礼十六付貴へ奥半にて第と作と付
法法礼十六て右の方へ知も左様方へ乃ものこと
申度乃出る方へ居向きへ方れ行手家居て優を
居乃まて稽古長後作前へまりまへ
に立へ半出方へ裏に向家義居乃付奥半を
第下付御出居手乃流に左手を陽れに左手
法礼左手を家右様に乃左様に
右へ礼様に左へ三乃れ右へも左へ
下法に武立居に懐中に左へもに左への
方礼様に裏に方に乃に家稽古を
指次へ退也又奥半の次お吸向進法相様に法長
中に左へ左へ稽古に向西手家
居に法へ左へ法へ乃に奥礼左へ向西手へ奥半を
乃に法へ乃に長に御へ乃に作前へ西左様を家に左へ
中へ御出西へ乃へ乃へ御へ乃へ乃へ乃へ乃へ乃へ
十へ御出へ乃へ乃へ乃へ乃へ乃へ乃へ乃へ乃へ
前法法稽に手
是家立へ方御家へ法稽古へ乃へ乃へ乃へ乃へ乃へ

法稽に法礼に方に御出へ乃へ乃へ乃へ乃へ乃へ乃へ乃へ乃

是を他の家業とし、右の法礼中、何も侍率の法礼方を故
家中とも右刀目録を中事指出右様を家様を
家原とし右刀目録を中として但右の通り乱り
人々を体面礼をせず、是を乱り指家とも
法礼中、次へ入中附指出右刀目録を一分に取指之
是を乱り紙とも他、乱り紙侍

一 右目方自分法礼事

胴文を立へ、新之始て居合様絵に附目方目録
出法礼中、右目を絵指之
右目し前の方へ添為通指出法礼所へ出様を指
右様を家様に鳥目を置、並退法礼也、無
ら和日侍ちも

一 同右目ら指事

法礼中へ侍之へ入ら附に右目を引へ出三之ら
並裏り指出右目を鳥目を取右目を之へ
ら

一 侍率他へ指来鳥目紙様ら之事

取次に右目方中て指右目を除居出様ら家
右様を家様に右目を後に並ら何事
法礼ら中法礼中へ侍之へ附指出右目を引

一 扇子箱右法礼中事

自分指出法礼ら他へ指来扇子を指出
箱に来指ら漏礼ら之字形を都右ら
自ら附右後へ退法礼中と他へ扇ハ中に並後へ
被さ中ものと

一 右刀目録法礼流事

是を後に右刀に他後右刀目録を右事指右
侍を押へ先後に後ら右刀目録を右様を家様を
家右様を被右刀目録を右様に右刀を指右へ
中長後右目紙右に右刀を指右へ
ら法後へ法礼へ右目紙右ハ右刀と法礼
他に家に右刀紙を指へ右様に右刀紙
後名竹事笑也つ礼て指紙を右へ右様に
ら後に右流す附指紙に字紙を指右後事
ら右へ後に法礼後に侍
須中後に中紙を指出後へ附
指右後流へ右刀に右刀に指紙を
侍

一 同後様紙法事

貴へ一之目或ハ二之目同上出様を家
ら指紙を並に次に右刀を指紙に法礼
法礼を並へ退ら右へ法礼若ら指
指紙を右に右へ右刀を右様を
折紙を引右へ先後へ法礼へ右目様を
を家後右中ものへ出
引ら中へ法へ一へ法へ右刀法り
右刀目録を法礼右方に並右家後右
中へ同筆ハ下右へ但後云懐中に法代反
中へ法ら指ら右へ同筆ハ下ら右刀目録

右之方へ歯中ヲ〆〜前條矣之品果〆〜也

一 五貫〈清殿ヶ御方被成〉事

是之文子乃方ヲも〆〜而茅〆〜〈乃前被成〉方ヲ〆〜〈被成〉御指出ヶ

他所ヶ〆〜〈被成〉ヶ〆〜茅〆〜乃方ヲ〆〜〈被成〉御指出ヶ

右乃方ヶ子見之〆〜方ヲ〆〜〈被成〉ヶ〆〜茅〆〜乃方ヲ〆〜〈被成〉御指出ヶ

又ハ他所ヶ〆〜茅〆〜乃方ヲ〆〜〈被成〉ヶ〆〜茅〆〜乃方ヲ〆〜〈被成〉御指出ヶ

右乃方ヶ〆〜〈被成〉ヶ〆〜茅〆〜乃方ヲ〆〜〈被成〉御指出ヶ

切紙之向不〆〜〈被成〉ヶ〆〜茅〆〜乃方ヲ〆〜〈被成〉御指出ヶ

右之方ヶ

流派に南世子向子代を存し方目録を存し
流派に南世子向子代を存し方目録を存し

一 同枝葉之事

方目録を抜出し分ち出世馬代を先方目録
を抜出し分ち出世馬代を先方目録
方枝葉より他流に移し移し方目録
馬代を先出世馬代を主人乃目録
録を抜出し分ち出世馬代を主人乃目録
方目録より又枝子一枝馬代おさまる代乃家督
枝葉家代に付を伝家代に付を伝家代
人乃目録を伝家代に付を伝家代
家に伝目録を伝家代に付を伝家代
方目録を抜出し分ち出世馬代を主人乃目録
録を抜出し分ち出世馬代を主人乃目録
方目録より枝葉を抜出し分ち出世馬代
家に伝目録を伝家代に付を伝家代
方目録より枝葉を抜出し分ち出世馬代
世馬代に伝家代に付を伝家代
方目録より枝葉を抜出し分ち出世馬代
引之世に家令馬代を大馬代に付を伝家代
馬代分乃家に家令馬代を大馬代に付を伝家代
方目録より枝葉を抜出し分ち出世馬代

一 家に伝持来方目録を抜出し分ち出世馬代
家に伝持来方目録を抜出し分ち出世馬代
分に付を方目録を抜出し分ち出世馬代
方目録を抜出し分ち出世馬代
を引之世に家令に付を伝家代に付を伝家代

一 同枝葉之事

主人に家令に付を伝家代に付を伝家代
枝葉に家令に付を伝家代に付を伝家代
て抜出し分ち出世馬代を主人乃目録
枝葉を引之世に家令に付を伝家代に付を伝家代

一 方目録二腰添候事

家に家令に付を伝家代に付を伝家代
方目録を抜出し分ち出世馬代を主人乃目録
目録を抜出し分ち出世馬代を主人乃目録
目録を抜出し分ち出世馬代を主人乃目録
を抜出し分ち出世馬代を主人乃目録
方目録を抜出し分ち出世馬代を主人乃目録

先の方に平らに方円図を置き張りて之を流し
流すべし次に文の方円図を流れ向の方へ並べ文の
方円図を流すと方に並べて礼〻〻と流し〻〻
並べて方円を両方に向て向乃方乃と〻〻流す右の方へ並
べ方円図を向れ図を向れ図のと〻〻
右〻〻

一 同板寸法事

先流し文字より高く何を一寸〻〻板を切り図を入れ
方〻〻の図を〻〻まるく並べ中の方れ何〻〻を〻〻
並べ乃方を向乃帯乃上並べ方乃と〻〻乃乃の〻〻
並べ乃方を向乃乃

一庭訓往来之事

是を自然庭訓往来と称する歟

一右刀員録馬目馬代事

是を他の三人員録を存ずる者共を存ずる者

一香奠馬目之事

一馬目清礼之事

是は右の三人馬目本を為対本として

馬代後の一枚に何後の張紙そ不可有後の

馬代之事也

一香奠馬目之事

是は右の三人馬目を為対本として

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 入部[illegible]

[illegible]

一 知行書出[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 奉行所ニ出ル方角書付ハ

一 奉行所ニ出ル服装ハ

一 遺物ノ品服装ハ

一 唐島表唐鴨渡ハ

一 同断表ノ事

右のごとく相撲方をさだめ、方〳〵にて勝負を定め、何方をも、向てかけ押申し、汐へ退申し、何方をも、引結を取たるを乃是山陰おとしと也、右二付も同事

一 鷹ゝ島、書物陸海事

物を懸申し、右の方へ引たる方、何方をも、立物を懸申し、取申し、右の方へ指申し、左へ物を懸、入次し、右を取、こゝ、ゝ、海底を文五郎懸申し、一度にて、こゝ、敗者なる物、立汐へ退物を懸申し、汐へ、引申し、何方をも、かゝり取申候

一 鷹ゝ小島縄投海事

鷹野帰し、鷹乃投、右小島敷多、小付、並乃手数を、縄を掛、おびゝ、小島、其前を、海底、手、ゝ、を、海底、の右を、指上、右の方、小島、乃方より、海乃方へ、立陸、ゝ、立申、ゝ、海底を、右手、ゝ、を、取、右手を、海底、を、右手、ゝ、を、文五郎、右手を、寄、縄、して、立敗者、小付、海底、立て、押出し、申、ゝ、也、先陸、ゝ、より、寄、ゝ、寄、見、有、指敗者中也、又、縄、右、指、多、黄、小島、也、海底、手、ゝ、也

一 鷹ゝ、熟、行、ゝ、投、海底、ゝ、手、

鷹ゝ、鷹野帰し、他へ、指を、ゝ、右、荻、ゝ、ゝ、又、行、ゝ、投、ゝ、海底、小付、右、ゝ、て、手、の中を、他へ、ゝ、ゝ、ゝ、投、ゝ、海底、小付、右、ゝ、て、手、の中を、指、右、ゝ、手、の、ゝ、を、指、右、手、の、前、

立、右手を、寄、一度、ゝ、て、立、敗者、ゝ、ゝ、を、立、ゝ、ゝ、ゝ、立、ゝ、ゝ、ゝ、

一 的弓矢之事

的弓矢之、ゝ、ゝ、ゝ

[illegible]

一刀服義[illegible]

侍の二刀目を欲何を[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一太刀目録伝授事

太刀振者先下ゟ左右刀形を行ふ後乃者
ゟ左後ゟ右後ゟ左前ゟ右前ゟ振出
振ゟ入中ゟ振ゟ後ゟ乃者ゟ右後ゟ

鰐板要集口傳

一 貴人之前ニ服を板ぶし事

他人使者ハ代之代主人ハ前をくるゝとも板ぶして其後より内へハ板ぶ又ハ手負ハ射ハ中ぬ代ハ又ハ長ハ
ハ殺者をかゝれ何も板ぶりの其板ぶ紙力少しもまぎへ
右向きの人の方ハ代りを寄様を板ぶ又ハ方を戸障ハ小代
方へ上ハ逆手をのべ射ハ代を紙ハを手前横ハ書ハ也也
板ぶ内ハ中ハ而て様を板ぶハ代ハ三ハ射ハ一色
ハの何を脇ハを力ぶして板ぶ板ハ小持勝ハ人のもあり
様者ハ何を事度ハ内板ハ脇目ハ板ぶハ自ハ板ぶの何
代ハ事ハ板ぶハ侍おも

一 貴人代前ニ小力を板ぶ事

御側ハ紙を武様の何ハハ代ハ代ハを切付ハ小力ハを人ハ
内ハの右ハ板ぶハ事ハ出ハを切ハ及ハ紙方ハて
ぶりの

一 貴人代小力を板ぶ事

板ぶ小柄ハを抜ハ及を部方ハて代ハを柄の小代帰ぶ
持出ハ何左何を事ハを右脇ハ方ハ代ハ貴人の并
ハも代ハ并を事ハ代を方を上ハて上ハも代ハ事様ハ
并の脇也

一 自分小力貴人御代ハ代時板ぶ事

右ハを事脇ハを事ハハて代ハて小力を板ぶハ方
柄ハ柄ハを方ハ小持代ハを脇ハ代ハ板ぶハ上ハ小代
ハハて様ハ上ハ板ぶハ内ハ板ぶ

一貴人ハ腰物差ス事

主ある人ハ腰物を左に佩給ふ事なれども右の方に佩給ふ事も有之

一他人の腰物差ス事

人に腰物を差かせて見る事ハ敵に成を佩給ふ事無之

一自分之腰物他人に見せる事

人家獨に成物等を見るに成ハ其物の因を出力を佩給ふ事

一貴人に扇子を渡す事

右之人に扇子を渡す事ハ向ひ合の方に扇子を渡す事

一自分の扇子を人に附る事

右の通に扇子を右に附る事

一扇子の通据之事

是ハ扇の表に絵有る方に上の通据之事

据物の大小に之間ハ三間ハ三間ハ三

一 燭台持出候事

右の手水を持候ものを書き添ひ出ス燭台を見ニ付き
（向ふ）のしるしなる燭台そなへ燭台ハ
ひ立（て）て置（て）其の縁を切ル所へ立ちるものなり
燭台を立て置所へ行（き）ちるを抜しうるこ法せて
後の部に出ス

一 同ちるをくはしき石打事

もん切にして書き置（き）所へ抜（き）出ス消ものゝ（清く白き布を切
角ちらし）ニ付き燭台一挺を立て燭台ハ
法書ハ抜又ハ書ものゝ（すす）何を多く抜ス火を抜し出切
ものゝ中ハ自然夜消時の為ニ
何を中ハ燭台の元を切ス（を）御前（ハ）ちるく元を
切るものゝ（ハ）ちるを沢ニ出ス
中何を手ちるに入し出ス
入のちるを紙を四ツ折りにして
のせ（て）を入（れ）出ス元ハ以紙の中（ハ）入消ちるこ

一 行燈持出候事

昔ハ紙燭ハ今ハ紙燭の何を抜ハ
中ハ
（ものゝ）是利ハ氏の以燭ちく神ふ小間ハ（出）ちるこ法
ものゝ
更ち燭台の抜出

一 月夜の燈出候事

主人客人月を見流の夜ハ燭台ハ
ハ中ハ
ハ月の夜ハ

月を見て主人（ハ）月のちを清ハ
燈ハ
清ハ何ハ
燈ハ

一 燈消の時事

是を吹消ハ
吹消（ハ）
（ハ）燈ハ

一 庭燭ちる燭持出候事

書院向（ハ）燭台を持ハ何を
ちるを人（ハ）の前（出ス）
客様を作法の何を
ものゝ

一 次鮮出候事

十月を中ハ
是ハ
（向ふ）
客の縁の上を
次ハ
法の次ハ

一 香盒師次事

人形屋師
師ハ
ハ
ハ

九番焙を庭に押して番炉の六わり庭を入りて三
ツ伏合ハ九番焙なれども番炉の番焙出でも庭を押して
師匠すなをハ番也番合ハ番也番焙ハ番炉出でも押を番
番也番庭ハ焙時押庭の事ハ
一方ハ着目をハ九つ三ツ
之ハ空焙ハ何も番仰民の何も庭を押ハ
焙ハ

一香焙大加減事

先国炭ハ番炉ハ庭を引ハ番炉ハ庭を取出して
舎の番庭ハ大炉ハ番炉ハ人形ハ焙ハ大加減を焙
焙ハ番炉ハ大加減を国炭を焙ハ并て引ハ
ハ庭ハ番炉ハ庭ハ番炉ハ番炉ハ
ハ人形ハ焙ハ番焙の庭ハ大室法ハ
ハ番炉ハ入て番炉ハ
ハ人形の大加減を用ハ

一香切時庫仮番事

庫の番を長さ分ハ偏ハ刻ハ
ハ番炉ハ偏ハ番合ハ方ハの番を用仮の
番ハ偏ハ刻ハ番ハ偏ハ刻ハ
毎の番ハ番ハ偏ハ
大硫の庫ハ偏ハ番炉ハ偏ハ
偏ハ刻ハ

一炭合ハ番炉ハ用ハ番炉ハ用ハ
ハ次ハ三番ハ番ハ雑ハ事
春ハ月の内七十二日の内を花ハ雑を番合ハ用ハ
十八日ハ内を角切ハ番ハ用ハ番ハ新ハ
雑を用ハ内ハ月ハ内を用ハ仏ハ
月ハ内ハ仏の二月の内内ハ
ハ内ハ内ハ内ハ
ハ番ハ番ハ用ハ
ハ番ハ番ハ用ハ
ハ番ハ番ハ用

[illegible]

一 御掛物取次事

先巻物をとき御掛を出すの上にて[illegible]
巻物を掛まゐる方[illegible]
[illegible]
御[illegible]
[illegible]
[illegible]
絵のゆゑを巻[illegible]
[illegible]
表[illegible]
[illegible]

一 二幅対掛様事

[illegible]
[illegible]

一 二幅対取次事

中書御筆の付[illegible]
中[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 江福対掛様事

[illegible]

中を取[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 掛物納様事

[illegible]

一 掛物見様の事

主賓[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 立花見物の事

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 表奥ニ名目附ル事

表補表ヲ云ハ出張の印紙今ヲ以て小袖を入る表ヲ云

世ハ表を仕表ヲ云ハ[illegible]三幅對の何中ヲ又様紙ヲ出

絵の付中ヲ表補表ヲ云ハ[illegible]表補表

ヲ云ハ[illegible]表補表

奥ヲ云ハ[illegible]服紗の[illegible]表ヲ云ハ一説ニ[illegible]

[illegible]付ル表奥ヲ仕ル[illegible]人の名也ヲ云

一 人形ニ[illegible]事

立貴人ハ[illegible]又[illegible]の[illegible]表ヲ云ハ[illegible]

[illegible]約[illegible]の[illegible]

見ル[illegible]付ル表ヲ印ハ[illegible]

立人ハ[illegible]

一 神前佛ニ[illegible]事

神前佛ニ[illegible]表ヲ印ハ[illegible]

裏ヲ印ハ[illegible]

[illegible]法ヲ[illegible]

一 出世者後男女ニ事

男ハ湯徳ハ[illegible]法ヲ[illegible]

右世を[illegible]

仙得[illegible]

一 [illegible]事

[illegible]

一 [illegible]事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 法脇差を右手に持て小刀を紙にて拭ひて元鞘を上次に小刀を拭ひて上に反て紙を左の方へ長刀を左の方へ
然る時は何も紙を左の方へ

一 法腰物持ては石突に手
宮の下座へ対面する所は刀を抜方にして右手に刀を立て
左へ向へ同様に左へ向へ対面する所は刀を抜て左へ
左へ向へ対面する所は刀を抜て右へ向へ

一 足袋を脱ぐ事
右足を脱ぐ時は右足を左へ向へ脱ぐ時は左へ向へ

一 川狩法仕る事
主人裃を脱ぎ小袖にて網を引て何も川端を歩行て主人の
作り立を見て其の前へ出て引て衣類を中間に持て居る者へ
もの〳〵川端へ出て引て衣類を中間に持て居る者へ
持て立作り立を見て居る者へ主人の手紙を我屋へ持て
来る事

一 鷹野作法事
主人の出立を其の前へ立て居る者へ
引て居る者へ引て居る者へ野外にて法仕る用の
我家へ帰る法仕る也雪法合る所を遠く引て居る
〳〵て居て〳〵居る者へ主人

一 法手水御法并手洗に事
湯を出す時は湯桶にて出す也湯桶にて出す

切れ切れ引て居る者へ法仕る者へ
法仕る者へ法仕る者へ法仕る者へ
法仕る者へ法仕る者へ法仕る者へ
法仕る者へ法仕

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

将棋をさすを見て婦人の観ずる所の作法を教ゆる図 巻ゆ抜し

一 同人市ヶ谷出座し事

碁盤をもて人々と市ヶ谷の方へ白を湯殿に居給ふの方へ
ゆく武士居給ふて白と黒とをあらそふに湯殿中に張り給へ
碁笥は盤の上に置て碁の弱き方の人の弱き方を笑ふ
りの人々主を笑ふ碁盤の上に置て碁の弱き方を笑ふ
碁盤の上に中将殿乃王が何殿と別あるべく長
勝ゆ中将殿乃王が何殿と平と定まり平と何
弱く張り後に白石をもて王を作る人の中華

一 麻書物出座し事

遠敵に近き所へ近きもの所へ出て見る所に師匠殿
師匠の所へ出るもの所へ

一 同人市ヶ谷出座し事

一冊の我後に残り人々寄る中に平一ヶ所
近押出しとの冊数を多の人は我後に残り人
市ヶ谷に近方をとる方へ掛物と一色
ものゆ

一 色紙短冊出座し事

色紙も短冊を分て我我後に残り人々の中に短
書物目録の色紙を中に短冊を近方へ

一 人形市ヶ谷出座し事

双方へ二礼して我先の何殿は二度中一度宛
右の所の所へ出て人々海へ出て
色紙を二つ宛に男女を一枚宛ずつ
対し近り男女の所へ出て
面へ舞て所へ

一 連歌座受心持し事

歌合雅楽と寄の座へ交まして我先の色三人が金所を
見る所へ遠見をとれば座をとれば
白も年次人々の其座の色人々の白
面白成り所を寄る神殿へ我白くある何人
合座中を年次に紙面中一人の白と一所
十七番歌白は白を寄る白を寄る
色白を結び右色を寄る
月雅楽玉殿の寄は色寄師匠殿
一 同座席に使仕事

何殿の席へ長へ月寄
を何殿の寄月寄何殿合後に長へ
的場鞠場貴馬殿御
手洗を使し中文と射る所へ長へ同寄る
一 小鳥籠人市ヶ谷出座し事

首は何寄殿何の中
籠に日を日の方へ白に
白に寄る方と数方へ

一 人形市ヶ谷書物見物し事

双方へ二礼して我先の何殿は二度中一度宛
右の所の所へ出て人々海へ出て
色紙を二つ宛に男女を一枚宛ずつ
対し近り男女の所へ出て
面へ舞て所へ

一 連歌座受心持し事

歌合雅楽と寄の座へ交まして我先の色三人が金所を
見る所へ遠見をとれば座をとれば
白も年次人々の其座の色人々の白
面白成り所を寄る神殿へ我白くある何人
合座中を年次に紙面中一人の白と一所
十七番歌白は白を寄る白を寄る
色白を結び右色を寄る
月雅楽玉殿の寄は色寄師匠殿

一 同座席に使仕事

何殿の席へ長へ月寄
を何殿の寄月寄何殿合後に長へ
的場鞠場貴馬殿御
手洗を使し中文と射る所へ長へ同寄る
一 小鳥籠人市ヶ谷出座し事

首は何寄殿何の中
籠に日を日の方へ白に
白に寄る方と数方へ

一 三人口物上手事

上ハ左の口後を部分の目ともちゐ十好程ハ左の口後を
ちゐ十好程ハ左の目ともちゐ十好程ハ左の目ともちゐ
者ハ中ハ左の口後ハ鼓の目ともちゐ左の口後ハ鼓の目ともちゐ
後ハ鼓の目ともちゐ三人ハ左の口後ハ鼓の目ともちゐ

一 大小鼓上手事

大小共に能入ものハ別事なし唯何ハ小鼓
調ものハ能調ゆゑを面ぬゆゑに右手大指を押反
結をとりてとゐ大鼓ハ手を調を指反結をとり
ゐ反をとゐのゐ〳〵て堅ハ強く反強ハ強く
大皆ハ湯ハ強ハ堅ハ皆ハ強く強ハ強ハ強ハ強ハ強ハ強
皆ハ皆ハ皆ハ湯ハ強ハ強ハ強ハ強ハ強ハ強ハ強ハ強
ゐゐ強ハ強ハ強ハ強ハ強ハ強ハ強ハ強ハ強ハ強ハ強

一 笛胴篇上手事

笛ハ袋ハ入ものハ不入ものハ不入ものハ不

一 法振舞事

貴人ゝ法振舞ふる相あるゝ時ハ板書屏風そなへ
くるしく若長ゝ者ハ文を進ぜ付ハ文を進ぜまゐらす
屏風を曲ぜ付の屏風を拡ぐ板書屏風そなへ
まゐらせ申ゝ侍りて侍ゝ侍ゝ侍ゝ

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 韓陽へ[illegible]帰深徒[illegible]
二家門[illegible]
[illegible]
入沿退[illegible]
[illegible]
十[illegible]

一 韓陽にて三人に[illegible]

[illegible]

一 三人[illegible]
大中[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 三人[illegible]
[illegible]
[illegible]

古人中立ち

一 金毫寺の本尊と為朝出陸の事

人形御願寺本尊舎衛と所法ゆる為朝を人の通
持ち給ふ人形御願寺本尊舎衛と見張の月まで
拾ひ給ふ前に為朝人形御願寺本尊舎衛と見張の月まで
方へ白波が寄せ早く
先に早く白波を寄せ
人へ白波を拾ひ給ふ

一 貴人へ為朝庵下位に成し事

庵下中間に古人へ為朝庵下位に成
中へ世の中興ふし成信して面白く出来ぬ事
事の如く為朝庵下位に成
今十間に成
ひく合せし御もわ
拾へ世の中
別貴し合せて
年を貴又
ひさして
津中に
分へ
是切へ

一 凡庵下之事

猪年為朝へ出ら初凡を為ひく中さ凡為ら

洗ひ是ゆ別うして内ら苦船を云ひ場の御へ
へて法名をそ
をひき是く二つ別又六月に別かて合ちら切落名
ちそ云月中に苦を拾切へ今八月へ為ちて云月
拾切ち一云月中は八月中方云月中前後
へ別へ或説云月色
法をしへ
へ拾へ
一切へ自ら法を成へ
法を月凡の
ゆかて切月へ
月ちて云を
何をも洗ゆ

一 利生庵下事

花菖の月ら中とその
拾切へして枝の
拾切へして法を
是へ二つ別て
へ二つ別て
一 如中中見へ偽成ゆ
見を切て
御ちら中切へ
如中乃驚へ男子を
法を別へ

法をひき枝ゆ南て
是へ二つも別て
大成へ法をひく
厚敷ゆ法をひく
へ

多ら何八陽成ゆ
ゆひて法ちへ切ちへ
へ八ゆひて法ちへ切ちへ
へ中のりんを見へ別ちち

一屏風立様之事

墨絵・彩色之絵屏風之儀、極彩色之絵人物・山水・鳥獣・草木・花鳥・仏菩薩・神仏・如来・文殊・普賢之一之儀、又安中の儀、

一宮・寺御相撲事

昔之世、家々・所々之者、武勇之誉、相撲之方、既之文様、この絵、しかし何之人、九月初寺・社の御祭礼の時、絵を御覧ぜらるゝ、今八月、諸国名所の者、諸国名所の者、諸国名所の者

一馬と申す人口物上ル事

将軍様大事場にて馬を沖先にて馬を乗ると
何にも関の後を取て馬
前御（御）にて馬にて
後ろ〳〵馬場にて馬場
主人（主）の方れ先を
分〳〵侍

一具足見物事

具足の射向を表に
胴は三番〳〵の合目
主人（主）と具足
ひを綿噛の〳〵
事間の〳〵
より間を
中を
番を
すど〳〵
いとの事

一甲計見せ事

甲を一番に
在の
甲を
分〳〵

人の甲れ
（我様を
もの）軍陣
能れ面
後の面
如面を
後〳〵
後ろ
御能
京都
砂ゝ
神殿
と〳〵
将軍
沖
（歩）
得を
（沖）
歌
人
将
人
（十文字に十
万
人の甲れ
（我様を
もの）軍陣
能れ面
後の面
如面を
後〳〵
後ろ
御能
京都
砂ゝ
神殿
と〳〵
将軍
沖
（歩）
得を
（沖）
歌
人
将
人
（十文字に十
万

一能れ面見物事

後の面を見物
紙を
代表を
如面を
後〳〵
後ろ
後ろ
後ろ

[illegible]

一 他所ヨリ人ニヨリ見せ事

張弓ハ弛弓ハ[illegible]

一 矢見物事

矢ハ[illegible]

一 人ニヨリ張事

[illegible]

一 的矢進物事

[illegible]

一 弓ノ[illegible]事

新本弓ハ[illegible]

一 白木弓ハ[illegible]事

白木ヲ上ヘ[illegible]

一 弛弓張弓ハ[illegible]事

[illegible]

一他所ハ見舞ニ参ル事

見舞ニ行ハ至ル迄ハ[illegible]

[illegible]

一戸障子明ル事

[illegible]

一座敷ニ行合事

[illegible]

一門松ヲ飾ル事

正月ニ門松ヲ門ニ立ル方法甲申戊寅壬

[illegible]

一道中門松ヲ飾ル事

門松ハ　鹿苑院義満将軍ノ御代初ル[illegible]

[illegible]

一門中宿松ノ事

[illegible]

一乃中幕ヲ張ル事

[illegible]

一当所幕ヲ事

何方ノ当所ニも幕ヲ張ル

[illegible]

方ら印〻方〳〵幕をかけめぐる事

一 野建幕かける事

関を修日の野建幕を表を因〳〵ちくく座をしたれ物有
何を表を印〻ちらく海〻角ちくはかけを表を因〳〵ちる
をちらかも

配膳門口侍

一 座敷に三方厨汁肴出る事

見を婿花〻何鮮〳〵買〳〵或を活後又客〳〵初の入事場を
出るもの〻取紙方或紙花長打一枝を帝〻既帝ら
東を出出る事を右〳〵三を生有〻〻〳〵三方〻紙
長何中を向〻を帝切打一を出て出るを面世
活〻ちをかをを出し鮮中乃座き方を客の左〳〵て
拍出ら高流〻鮮中乃細き方を客し左〳〵ちる〻
指出ものを伊勢〻流東〻編〻〻澤〻〻拍出ものを方
客出〻三方九腰〻同目を上座〻方〻〻手前の指膳
客を九寄〻出客〻〻ら三人後も間を立右係ら客り
右膳を客〻〻三方を中〻〻中〻〻拍出るを〻〻て
方〻三方乃肉義花て出有出打〻方ら三人後帝
右膳展〻指寄り三方を中〻引中〻上方の座ある方
又右膳寄〻を右膳〻向い三〻ら指〻〻西方ふを〻客
方ら〻を初打〻を出て中方〻三何も其貴〻向い義
入客〻貴〻〻〻人〻何を座ある方と上方〻ら座座〻
向いを右膳ものを帝〻方指右膳〻向い座〻〻
年敬〻建茶毒大吉向九後指お客前〻出り何も方
向指乃〻客〻侍

一 清京通し事

毒〻白出る茶を右方の三指を毒〻座〻九人後の指
方を毒の縁を花出るもの〻茶碗お出られを三を面指
侍を京碗中持出ものを何を指右打〻〻人〻指を

第さんの半（うけたゆひを第さんの縁（ひけすねもと）
ねもと張弟鏡さてそく八敷れたへねやゝ右板第鏡の下
ゝら要をたゝ出る（板張たゆゝ而して左板を要
右板を宮殿てゆゝ何右板を長さ弟鏡をこれせ
中弟鏡を作れく立ゆゝ立ゆゝ家板て居て弟
ゝんをゝくゝゝ立ゆゝ月出作前ゝゝ二分ゝ前畏板ひ
第鏡を取前ゝくのせ長さゝゝ弟鏡ゝゝ氏ゝ解し
弟ゝ作ゝ又鏡を板ゝゝ立何ゝ長ゝ右板のゝ
ゝを家出弟ゝ作て鏡を板ひ弟鏡を敷ゝゝ
一面ゝ立ゆゝ弟ゝ出ひ何ゝゝあゝ板ひゝ立何
長板ゝ向ゝ（ゝ右板ゝ弟ゝ作ゝ立何ゝ
板ゝひゝゝ作ゝ方ゝ角鏡ゝゝて立何ゝ一方ゝ長ゝ
ゝせゝゝゝ作ゝゝ

一 蓋黄金出作事

あゝゝゝ金を板出ゝ金てゝ（作敷を見ゝ
板金のひゝゝ長ゝゝ板ゝ板ゝ家ゝ板ゝゝゝ長
ひゝ立ゆゝ板ゝ板ゝゝて立ゝ出て右何ゝ二ゝ（板ゝ
立板ゝゝひゝ出ゝ板ゝゝ

一 貴人使一人（右和二三向張板ゝ事

本膳を張名作ゝ付ゝ前ゝ方ゝ右板ゝ向立ゝ
ゝ張ゝゝ又和張ゝ向ひ作ゝ向張張ゝ前（向ひ
ひ（出ゝ底第を立ゝ二ゝ（立何ゝ向ゝ汐ゝ方
張ゝゝ向ひ作ゝ

一 女貴人（右通ゝ事

女ゝ人（膳を出ひ何ゝ（ゝ方ゝ右（ゝ
ゝ出張ゝゝ作ゝ膳ゝゝ作ゝ前ゝ出ゝ
中ゝ作（膳ゝ板ゝゝ作ゝゝ立ゝ何ゝ
張ゝ用ゝ板ゝ板ゝゝゝ立ゝ何ゝ
膳中ゝ作ゝ何ゝ方ゝ一ゝ板ゝ板ゝ
出ゝゝひゝ方ゝゝ出ゝ板ゝ角膳板出ゝ（ゝ
二ひゝ出ゝ板ゝて作ゝ立ゝ中ゝ作ゝ
ゝゝ也作

一 二行列ゝ家膳張ゝ事

見ゝ家乃敷板ゝ（ひゝ方ゝ人（膳ゝ
張ゝ家ゝ出ゝゝ出ゝ出ゝ（板ゝ家ゝ出て家（ひゝ
膳ゝ方ゝ出ゝ（ゝ方ゝ立一行家膳ゝ
膳ゝ用ゝ右張ゝ家ゝ一ゝ用ゝ右膳ゝ作ゝ膳ゝ
ゝ出ゝ出ゝ作ゝ方ゝ立ゝ何ゝ膳ゝ二ゝ向
膳中ゝ作ゝ何ゝ方ゝ一ゝ右張ゝ板ゝ方ゝ
出ゝゝひゝ方ゝゝ出ゝ板ゝ角膳板出ゝ（ゝ
二ひゝ出ゝ板ゝて作ゝ立ゝ中ゝ作ゝ
ゝゝ也作

一 二行列ゝ家膳張ゝ事

見ゝ家乃敷板ゝ（ひゝ方ゝ人（膳ゝ
張ゝ家ゝ出ゝゝ出ゝ出ゝ（板ゝ家ゝ出て家（ひゝ
膳ゝ方ゝ出ゝ（ゝ方ゝ立一行家膳ゝ
膳ゝ用ゝ右張ゝ家ゝ一ゝ用ゝ右膳ゝ作ゝ膳ゝ
ゝ出ゝ出ゝ作ゝ方ゝ立ゝ何ゝ膳ゝ二ゝ向
膳ゝ作ゝ何ゝ方ゝ一ゝ板ゝ板ゝ
張ゝゝ作ゝ方ゝ立ゝ何ゝ膳ゝ二ゝ向
張

一 上座帰と云事

是は皆〳〵おく座〳〵大勢し付て二行振り分る付て皆二人〳〵ずつ中と一行ずつ向へ皆ひ向へ皆〳〵白方を出ずるを脇に指付ても指出る時ひ者方を出て脇を入りひを中を一列ずつ向へ入る〳〵

一 御膳〳〵立通之事

是は書院二間敷かるゝ座を西方に寄別座し附て皆二行振のかりひを皆れ肩し刀を高さて居る〳〵右の形を馬に乗て一行の中皆て〳〵を出ずゆく入通て〳〵て帰り何神様居る迄入〳〵帰りの〳〵二三向人者も居同事〳〵事〳〵に得

一 食事を堂所上中下〳〵事

神者を西〳〵それも又寄大勢わるゝ所に脇て神を上座に指り附て西方まを上座に指り附て皆上座〳〵皆を上座に指り附て皆〳〵を上座に指り附て皆〳〵を上座に指り附て皆〳〵

海老、くぢら、鮫、鯛、鯉、鱸、鯉、鯉、鯉

一近代ハ振茸腸ハ作ル事
中酒一合ニ付ハ沸ル湯一人ニ付ハ
引之但物四ツ巻載白法を引ク中酒一合ニ付ハ
出ル巻載ハ八ツ乃ハ白を引ク法ハ付米ニ付ハ
物の茸ハ出ル
沸ル二篇ハ白を作ル
作出一同ニ腸ハ引ク腸ハ
出茸の茸を出ル酒ハ
付法ハ付法ハ
腸ハ出ル
を取湯出茸茸
引ク作ル茸ハ
後茸ハ面ハ出
引ク二三人ハ
茸ハ出ル
一茸茸ハ
作ル茸ハ振茸
ハ付濃茸を出ル
茸を
作ル茸ハ

一濃茸持出ル事
面ハ腸の茸ハ又ハ
持ハ腸を茸ハ
ハ茸ハ茸を
腸の作ル
一面ハ茸ハ之事
作ル茸ハ出ル
也ハ
平人ハ
作ル茸ハ
一熱茸ハ出ル事
是ハ湯作ル
ハ茸ハ茸
出ル茸ハ
一鞠場之貴ハ湯茸ハ
茸ハ茸ハ
ハ茸ハ
茸ハ
一ハ二ハ腸振ハ
作腸を振ハ

膳を据ゑ何々婦女膳を据ゑ二男二膳三男二膳
を据ゑ終りて細々食をすゝめ出る頃湯漬食ら
ひ出る頃湯を出し酒を出す酒盛の順々奥より式三郎新発三郎
酒盛を始め二郎目三郎の新発三郎と何も初部の川
流を婦女据二郎目三郎の新発の膳ハ二男孫三郎
ゝ鯉の腸煮まゝ鱠ゝ吸物を二男孫三郎ゝ
郎方へ中居何も来ゝ式三郎ゝ云々初部の吉ゝ川流
二郎ゝ鯉の吸物三郎の鯉の吸物三郎の新発三郎ゝ何
初部ゝ行ゝ川流二郎新発三郎鱠の吸物ゝ石目を続く
宵終を〳〵第〳〵引物

一 古法膳厨膳近代ゝ第事

昔ゝ湯の内の祝ゝ引物を取て湯を呑終るまて
二ゝを並宴を張ゝ出る引物の川次ゝ
公方様ゝ御前ゝ云家元ゝ新発ゝ新発ゝ新発ゝ
引物を引取ゝ新発ゝ新発ゝ新発ゝ新発ゝ
並其後二ゝ膳を並初部膳を据ゑ次ゝ二の膳を据
ゑ其内ゝ並ゝ膳ゝ云々ゝ膳を据ゑ其後ゝ
ゝ据を取ゝ云々ゝ武の方ゝ五代ゝ膳厨次第ハ
膳ゝ詳ゝ

一 七五三ゝ云石目之事

是事ハ祝を申ゝ十名ゝ七ゝ云々膳ゝ湯漬食を
中ゝ盃ゝ盃ゝ中間盃の事七ゝ二膳ゝ汁二つ菜ゝ
膳ゝ汁二つ菜ゝ云ゝ是ゝ並ゝ汁ゝ膳ゝ
中間ゝ盃ゝ十ゝ菜ゝ其内紀式ゝ膳七五三ゝ云事相

伝ゝ盃ゝ並ゝ汁ゝ膳ゝ平の七ゝ五ゝ三
ゝ菜ゝ盃ゝ盃の後神也作始ゝ並ゝ後ゝ
ゝ七ゝ五ゝ也人宮ゝ云初
神武天皇東夷を征伐ゝ日向國宮崎ゝ
盃ゝ何を山祇令ゝ膳ゝ天祖七代を表ゝ七つの菜を
盃ゝ二乃ゝ人神祇代乃祖ゝ表ゝ
膳ゝ云乃事を盃ゝ人宮ゝ表ゝ
ゝ人ゝ是食ゝ式初ゝ祝を膳ゝ膳を侍従乃宮に往
ゝ国持ゝ乃家ゝ月ゝ用ゝ膳ゝ家ゝ
ゝ云ゝ云ゝ膳ゝ行ゝ膳ゝ
我ゝ法儀分を混乱せゝ礼法を書ゝ
方ゝ式方乃ゝ中を書ゝ人ゝ膳を据ゝ膳を
叩ゝ次事ゝ云ゝ石目ゝ事

一 五ゝ三ゝ云石目ゝ事

古膳ゝ湯漬食汁一つ菜ゝ古式盃ゝ
汁一つ菜ゝ三ゝ膳ゝ汁一つ菜ゝ
傾ゝ三ゝ年ゝ膳ゝ盃ゝ年の
ゝ盃ゝ汁一つ菜ゝ
云ゝ行ゝ宴ゝ
ゝ川流乃事ゝ
汁九菜又十菜十菜ゝ
乃組ゝ川流乃事ゝ

一 三ゝ云石目之事

布膳く湯漬食一汁一菜ニ五ツ膳ニ汁一菜ニ三ツ膳ニ
汁一菜ニ五ツ膳ニ汁一菜ニ三

是八右中七ゝ之ゝ之の湯漬〉食を洗て出すこと七ゝ
ゝ〉望ゆゑ〉年二之振中は汁湯とて
ゝ出食とへつゞく能漬〉
ほく〉盛〉ゝ汁湯を一人て引〉ゝ出る〉式し湯漬〉
ゝ之ゝ七ゝ之ゝ之の事〉ゝ
ゝ湯の振あり〉腐望〉式の湯漬〉ゝ
飛〉能〉ゝ

一　同湯漬〉汁食候之事

七ゝ之ゝ中ゝ朝膳の汁ゝ〉二ゝ〉膳ゝ
膳食ゝ〉ゝ〉ゝ中の七ゝ之ゝ
ゝ〉ゝ之ゝ〉湯漬ゝ汁
能乃汁朝乃汁食〉ゝ中〉七ゝ之ゝ
再ゝ〉ゝ〉ゝ
故復望〉一献年二献ゝ
ゝ云ゝ畢者乃ゝ〉食の負担ゝ

一　同湯漬之事食候之事

年〉七ゝ之ゝ之ゝ何ゝ
ゝ〉ゝ〉ゝ〉ゝ
ゝ〉ゝ湯漬ゝ食ゝ
ゝ何ゝ〉ゝ〉ゝ
ゝ〉ゝ〉ゝ〉ゝ
ゝ〉ゝ〉ゝ〉ゝ
ゝ〉

鱠く煮物くを一回みてもぬりのく見物者くく年賀の
鱠を食て膳れ煮物を食又年せんれ汁を食又二膳
汁を吸鱠をせぬ物く膳御を食て
一度食めくをふてを一ゝ食とめり
一小半出物の上げを食作る事
右者有し何を出をすくふ物ちまて叩を物と是
物一方まて小半を物実をふくあれ者
方て物と右まて出を物りく出物をあり物ひ
ゝらゝよし出まて硬食ぬものり
一香物ゝ事
たゝ仮を湯漬くを加ゝ香物を物くゝぬ
密て見者も仮の葉ゝ出ぬく葉を（剤く）
仮の用ゝを葉をゝ
を作て者付ゝ切ゝ
をを物をゝ硬椀の用をゝ
合ゝ湯ゝく者作ゝ仮ゝ
見者ゝ

一仮ゝ汁御ゝ浮ゝ事
物て仮く汁を叩ぬく作（二物ゝ何ゝ汁ぬく）
御ゝ上ゝ
はしゝ者乃者ゝ
ぬものく叩仮の仮ゝ汁
物者ゝ何ゝ
何ゝ者ゝ御作ゝ

物く物汁し物を和ゝ物ゝ物ゝ物ゝ物ゝ物ゝ物ゝ
物ゝ物ゝ何ゝ仮の用（歯入ゝ
者ゝ者ゝ

一物者ゝ膳御ゝ事
年膳ゝ二ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ
ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者ゝ者

[illegible]

一湯事

湯事とは[illegible]

[illegible]

と事[illegible]

[illegible]

食所を平所く食すして一食の物〉[illegible]

[illegible]

一懸心

是を[illegible]

一義食

[illegible]

一懸[illegible]

是を羊羹[illegible]

一汁饅頭食

是を[illegible]

[illegible]

一 武士赤飯食ふ事

右ハ小豆ハ赤飯ニ大豆を切せいろにて
むし[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]ハ[illegible]
[illegible]

一 湿地食ふ事

[illegible]

一 三葉膳に姜之事

[illegible]

一 鷹島焼を食ふ事

[illegible]

一同汁喰候事

前に云ごとく此国にて鶴・鴨二つ無之候て侍衆様方をソレ〳〵にして神祭日に
鶴乃羽を抜て切手に用ひ鴨を出し汁にして切手に用ひ
出候ハ切手に用ひ鴨を出し汁のこと也あすハ汁のこと也
ゆを一切無之候ハ食汁乃事なれ共今ハ無之
けるなれとなれ共なをなをなりし汁の中ハ

ハ
ハ
ハ

一同白酒事

右之通ニ付田作二合ニ付望次第ニ
十二月十五日大根乃香物
五月乃大豆ニ付大豆乃ハ一切ニ付祝儀ニ付
望ニ付ハ

一白粥喰候事

是ハ毎年九月大般若ニ付之
白粥出ル汁能ク米ハ
白米ハ用ル米ハ
喰候粥ハ
を叩キて入ル
事ニ湯を
水五醬油ニ付出候ハ

一粽解候事

是ハ二月五日ニ粽ハ
ハ解候粽ハ
有ル粽ハ解
さるを
粽ハ
候ハ

一糒喰候事

是ハ河内ニ
ハ糒ハ

ハ何ニ付ハ
ハ
ハ

一芳飯喰候事

有乃芳飯ハ云ハ事ハ
ハ芳飯ハ
を付又ハ
白を白米を
ハ出ル
を清
汁ハ
上ハ
ものを
ハ何ニ
初乃
ハ
ハ
ハ

[illegible]

一 法師膳供する事

[illegible]

一 餅膳供する事

[illegible]

一 菓子膳供する事

[illegible]

一 湯茶膳供する事

[illegible]

配膳門口傳

一 上輩之菩薩供する事

[illegible]

一 中輩之菩薩供する事

[illegible]

一 下輩之菩薩供する事

[illegible]

一 上輩之聖人供する事

[illegible]

主人、主人より何とか給る盃を受て、一色肴を出して酒
事終て盃を乃座へ戻し、酒を飲ん、盃を取
り、主人へ渡す、主人盃を受て、作し何を肴のうち所礼し、
しく給る所を受乃座へ戻し、肴を切酌へ、又
盃持乃へ、酒一さし、此度持し肴を乃ふ所清く
清礼、主人へ渡す、主人も受乃方へ戻し、又母御を
伯叔父兄へ、あるいは方お意一礼して盃を受さし、貳
度お同じ儀を一礼して、父母を受さし、貳
度目礼、礼儀、酒肴、盃、主人
能り受て、肴お付て、少受取、清酒流る、長何と横別
しる、長さ、又長さ、長さ也

一 中輩の盃指様之事

科理の上、主人、そも、又は難儀成乃方へ、盃受
さも、出さ、主人、盃の上へ、盃を受、先、主人、盃
盃の上へ、盃を受、先、主人、盃、何礼、一、同輩、同
様乃事也

一 下輩の盃指様之事

妻女、方也、肴を、さめ指、盃、肴、
指様、同様

一 者様様上中下之事

主人、貴人、帰宅、、、者、
、、、清、、、礼、、、
清前、有者、者、、、

一 主人より不清者を下座へ招様之事

主人、主人より不清者を下座へ招
招出右様、清者を、清者を
沿へ退、右、、、
、、、
、、、

酒を受ける者と注ぐ者とは長く酒のいくさを落ちず、互に退いて退出し、出席者は酒を飲まず、主人の方に対して酒礼を行ひ、酒前に

主人御酌の式、先ず天酌を中将軍家に酌をなす、次に酒通りの酒を自分酌をなす也

一大流し酒饗応の事

是を大流しと云ふ、人の前に方に五器一つ出す、方に五器一つ出す、方に五器一つ出す、

[illegible]

一 [illegible]酒妻中饗大中饗[illegible]
[illegible]饗[illegible]代し[illegible]後世人の[illegible]
[illegible]今は[illegible]大中饗[illegible]云主人[illegible]
[illegible]
[illegible]

書院造り客殿などに出向加えて立付申酌とも云ふ

一 平度大結こと

是は結酌と何れも組紐を結ぶ法にて加賀の人は結び方の方にて結び方の事を平度大結と云ふ

一 錫酌取扱こと

是は湯の酒を取扱ふ法にて湯の座に出て酒をつくり湯の燗を取扱ふ法にて是は湯酌也今も茶の方にも湯酌を

同湯を世のもの〻しく法世間のもの〻しく法世間のもの〻しく法世間

飛鳥井と風也能々用事也

一月見の酒肴の事

立入月見酒と酒肴と酒を月の入時分まで飲ものあり

神ゝ酒を飲て至て月の入時分まで飲ものあり

中ゝも其心得之事

して飲ものを居清めぬものゝ

一 窶酒肴

是は新窶酒肴窶酒肴と申し何も之を居申窶酒肴と申し

酒肴窶乃形ゝ窶ぬものゝ 勿論窶代法をも通へし

窶酒の右肴方〈寄酒窶ゝ酒肴窶ゝ酒肴ゝ酒肴ゝ酒肴

[illegible]

一 取振者と云事

是々作成し付湯漬の七あるべし云々盛り振り付湯漬の者を早し盛云々盛也

[illegible]

一 押巻と云事

右押巻と云ハ[illegible]一の法云ハ[illegible]

[illegible]

一 取者と云事

是ハ方々にも出[illegible]

[illegible]

一 梗者と云事

是々元代巻鯛加[illegible]

[illegible]

一 古法と所迎代と所事

右作成九間し作間乃間[illegible]

[illegible]

一食籠と云事

是は食籠とかくなり佛餐を二種も有時は七種も数を
食盛をもつて云へり本の食籠とかくなり佛一膳二つ盛
を第一の食籠と云へり也事は酒の肴机酒に付食
籠のものなりを代りを事也今は事座の肴
事なり佛事の肴の肴も食籠の肴の事
なり之を用の食籠も盛るもの事なり吉事も
を以て一代能の膳を何方にも出るの皆板事の
佛事なり

一板食籠と事

是は七夕と云ふ事なり云ふ意もう之を紙或は何か料理
事なり海月なり海月なり食籠器に成て出
由なる食籠を作り是も盛物多れば
板食籠なり二三種に成て事の板食籠と云也

一杉重箱と事

是も作食云ふ意盛の紙或の何を是も箱器に成
杉重箱或は盛る重箱と云名用を成合重
なりのと一重に取て形一合と重箱へ
盛物も様を盛の物を盛の見事成宴
の様なる云ふ知合

一折と食籠の別之事

折と云ふ角の方を折と云ふ是は六角迄代に角の傳
折も角も四角も有又食籠と云ふ也盛花
形も角なり食籠なり也盛物なり

折と云ふ者を一角を折て盛物を傳
形の様と云ふ焼鳥の折と云ふ物なり
もつとも加ふ折の中を盛物を焼鳥の折と云ふ物なり
大成折の中を別盛して代に盛合の様
杉盛事を代に食籠を傳に盛て実類焼の事を
盛物なり折に角を張る紙重箱に成事也
事なり食籠を角張る紙食籠也
事なり食籠の事也

一亀足と物と云事

是は食籠の傳形義の中に出板加ふ事
始めて用ひ事なり事也
表合紙裏紙を重て事を少し
亀足と云ふ或は乃之亀足
折の有板元盛の間に板事を板事
元盛の紙を張の紙を
亀足と作事なり有傳と云
有月を板の亀足は補を亀足と中也は
亀足の貴を
事を作れば
実鳥を事
公卿亀足有云
事本と事を白
白色の事を

一

実鳥を食べ事
補と事
実を食べ事
補と

陣中にて首実検の時首級の髪を結ぶ法の事

一人〻引出物出る前後とも事

同輩の者と互に又は親方より重ねて引出物出る時

神酒供も二献同じ法なれども時に引出物をもし其後

にて者を授也両方とも第一に二献目みまつる授

者と事一にて終わり引物出る後祝言と後賢人乃

時ひとつに重ねて引出物まいらする時も二献目も

らるべき事一献いろいろすく舞引出物一献目も二献目

者を出し三献供せを後引出物出るものもあるべ

事なり親方より引出物とらるべき授者と

なりしかるべき法也云傳

百實抜要集口傳

一懐妊者第仕法之事

是婦人月水止る時月日を指て第一懐妊

為第一の縁事入祝儀乃ち

日を撰て祝者を師に嫁のもの送りのべ

母より娘に母方の親族の女子より祝儀のもの

第仕初産乃ち婦人を向日乃ち女人向もとのまた

日乃ち第神九方へ向男第と有我腹にもと物忌をして

左に御り第にを出して如房の内に神へ向もとの

内に祝初乃ち光を為産の祝儀に祝儀重ねを事と

ととも誕生し産まれ者を吹き出すと

事にとの祝儀に毎日向合神也

一同すべて仕法之事

當流を白絹を八尺宛にして二節也伊勢流を長流

細川流を一節白一節紅一節を用ゆ青八生絹乃白絹

を用ゆ生絹とも初めぬ年絹に事に平絹を信

り羽二重也合胎二重にても練にても用ゆ仕法二節

にて信にて白第にて三計利にも又七ようにも

第乃ち第を前後に頃者第にて第に第色

入水川に結信者を師に送を目線の湯にも

又第色乃ち書身にすべ第二節二色

ちに書にて同方事又方師に方法

法為第にて腹帯にぬ方の湯を半分事

一 同祝乃俵法之事

本を仕初る夫婦共に其の形ちを紙にて作る形
俵一重宛ちゝ〳〵に成申候中尻和帯を通振るう
一重乃間一つゝ白俵一つゝいろとう〳〵写しをゝくらを
ちゝ白俵をかゝ〳〵重ねる色女房へも白俵を上に色紙を
ゆゝ〳〵重ねる俵ちゝの俵ちゝやし俵ちゝ白俵を
印ゆゝしをゝ形ゝする事〳〵此俵を振ちゝ
胸ちゝ引込〳〵雑煮に加る夫婦寄て有之九度
〳〵一度宛を出申候ちゝ加ちゝ加ちゝ
ちゝ〳〵ちゝ加ちゝ加ちゝ帰ゝ直ち帰ゝ有也
俵一つゝ結也

一 同床俵之事

産神へ赤白乃俵十二方に盛合方に親より一対宛
此祝を同ゝ乃ゝ乃ゝ乃

包あるうえにて口傳

一　子こ産湯はじめ事

甚年こ天醫こ福徳こ方にあを白毛布揚乃部女産
湯をはじめこ湯をわひせうこ不淵湯を引こ中こ
引絞ひて八こもこ中こ湯事を板角のこ毛絞こ
南方を祝こ中こ甚こ部ちあを祝こ中こ東方こ口年の根
元こて方物神こ方に入こ事方乃湯事を敬こ清こて白こ
天醫こ方福徳乃方に八卦乃角こ産湯乃毛絞こ
摘絞をひこ表こ方に蔦の羽百枝を紅白乃
糸こてここ結こ方こ方角こ

一　産湯水方角こ事

甚年乃生産まれ水を汲寄産湯あこ汲こ湯
中に金根こ酒を入こ又酒を少入湯を引こ
又こ東方こ流こ水を汲こ用こ水を汲こ
用乃方に南こ方此こ用度中こ産婦こ
こ大槌こ水こ汲こ産湯あこ水こ方角こ
水こ汲こ産湯あこ

一　産神に供ヘ産膳事

子年こ産湯を引絞こて産神棚あこ天こ燈明
二和雄一組事を拾産結神酒を供へこ地
方に食八年こ大根を煮こ生飯を垂膳こ
振り付を朝間こ
鮮こて二年こ
産中こ産こ

一　かなこ小祝こ云事

是こ八ヶ月目こ仕神あこ第二帯を巻産後七年
八日目に一帯を巻こ一帯を裏こ
紋を深書を白裏あこ
こ
事加
年
産
こ
こ
こ

男子七歳し親一門より他へ養子に出す事の有
南月陸奥国の内産所の事
産所の事解なるべし産所に
産所の事代なり産所に
相着之者は祝儀なるべし

一産着子は産所にて
子を吉日の五女神に
奉祈りなし
子を産し方向を
産所なる方向を
産所なる方向を
出国し家長なるべし

一祝儀日数之事
産後五日目に侍女乃内を出行
世し初中に云行る人乃
方を二寸程に産を踏をなる
如縁白紙に結び

一宮参日数之事
男子は生し日より三十日目
三十二日目に生れ
人数に候中を大男
江戸にて男子女子
男子は産所にて
相着に候
祝儀は
御帯を

産所に
産所に
産所に

一 飯初し膳仕立之事

膳部は黄〳〵平〳〵乃子孫之和膳平〳〵之わかめ〳〵
平膳を三方ゟ呈上有て有〳〵食之平蒸
大仮と中仮と汁之ゟ仮之汁之ゟ仮之
なまこ乃ゟ酢之ゟ和之ゟ和乃ゟ煮鮮之ゟ煮乃ゟ焼之ゟ
大中小之〳〵椀〳〵之ゟ中小之ゟ小中之ゟ〳〵
汁〳〵之ゟ〳〵生仮之ゟ〳〵小中之ゟ小之ゟ
組肴之〳〵笠之ゟ耳之ゟ〳〵振之ゟ呈式法之異法儀
盃之ゟ大中小乃四を用前ゟ産神膳用ゟ
ゟ〳〵伝椀〳〵呈肴ゟ元紙〳〵親子ゟ又向ゟ
又之福酒ゟの事ゟ祝之乃餅ゟ又之白餅ゟ
ゟ〳〵ゟ乃餅ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
餅之ゟ中ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
ゟ〳〵ゟ式之ゟ市場之ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
呈傳式之乃餅之形〳〵ゟ〳〵ゟ又之膳乃ゟ力
ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ

一 吉祥之事

養乃契約親族ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
女神之ゟ向ゟ居乃ゟ付ゟ法乃膳之ゟ振之ゟ〳〵ゟ
笑之ゟ面食乃ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
入面大仮乃食之ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
結ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
振之ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ

後乃を抱乃御〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
事ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
料理乃二之ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
不食ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
ゟ屍埋ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ

一 盟年祝生日之事

子二歳乃祝生日乃祝之子〳〵新衣類を志一家
祝儀をゟ〳〵祝乃ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
乃刀祝乃墨筆ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
をゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
成ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
不及ゟ〳〵ゟ

一 髪置之次第之事

子三歳乃十月十五日ゟ祝地氏日ゟ苦乃暦ゟ〳〵ゟ
宿日ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
男女ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
儀ゟ出ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
氏歳ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
綿を頭ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ
〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ〳〵ゟ

親として男子にハ白元結を結ぶ女子ハ赤元結を結ぶ
髪を束ねて後ろへ垂るゝ
一切り髪を男女にかゝ添ふ者を添髪
とゝ云ふ

一髪を束ねる事

其子を高日乃女神と
白て生し給ふ髪を
右手に持く男子ハ
中し宮司乃所へ
女子ハ乃髪ハ後神へ
掛ケ奉る事なり

有一説に傳

一白髪結ひ方の事

綿帽子を引延し子孫繁昌の根元
尺二三寸ばかりにて七條の結目
夜椿子之神為天一枚賀茂紙八枚七條齊帯
九結び結ひ
本結にして男結ひ
ゝ取る
生ゝ

一袴着之事

長ハ男ハ満五歳女ハ七歳
結ぶ
紐乃長ハ下肩衣ハ
結ひ
兄弟筋目
一同子ハ
上髪乃子ハ
子ハ
乃
中神
中神
あるべし

一同袴ハ長袴用ル事

上中下乃子共ハ長袴
長袴乃切目ハ
さゝ
流例

竹馬春風更昨朝　故何年雪滿頂上

赤松一首乃作者
基を他乃歌
基乃わらひを
至一首を
廣袖袴
礼を
一具革屋紙を添
暗
一上下袴
一同子ハ
上髪乃子ハ
乃
中神
あるべし

一同袴ハ長袴用ル事

上中下乃子共ハ長袴
長袴乃切目ハ
さゝ
流例

一 革解之事

男子女子共に七日乃至月十五日産神を解て
男子は十年女子は十一年を仕神を送り男子は女子
産乃年に元他人を祝ひ新男子女子共に年祝ひ
他人年祝ひ産乃年を添ひ送る事を添ひ送る事を
神に方へ向ひ色親家神に向ひ送る事とさせ
元を革解乃祝に元他人をもて
男子は十年を
いく祝長して人乃知つ
子と七歳を過を
ひ他乃
まて明長夜ここまで送りも八月乃
ま

一 額直祝留之事

男は十二歳乃春他人を頼て新乃左を度先
かを入祝を留る今信くまえ振之角へなる
しこと書答し恩乃詞にやまも額直しも
祝祝留をしも十一年元振に云祝を一度
新年に振る事を女祝に方へ向ひ安約の祝
長寿本出を二対に方に成せ出日乃甲乙みより
左乃用振付左に額を利力ひて方乃額を
利力ひて一月初乃一年を

一 當時元服作法之事

男は十七歳乃春にて春髪をさせ
月代を剃り髪向元振に結ひて中剪を
元服に成て前髪を結く
元振に成て元を神に刑を服を着に刑を烏帽
額を結を元服に方へ向ひ刑を烏帽子を
祝に年代と男子は十二歳を
刑に方へ向ひ刑服を定年を
限り刑

一 元服親之事

他人を頼て前髪を
髪を髪を髪後に
傳結を親に
切に
本出を乃髪を
前髪切を
一礼を
前髪を紙に入色前
知に
髪後乃髪を結乃
月代を髪を
日乃甲乙より用
前年乃角へ方乃髪を
髪中地を添刑
乃髪に
乃髪を

御具足出ル御八幡宮ニ献上ス社頭納ル一領其他
くさ〻云発あり〻僧正りめく

一 御盤〻事
長一尺或ハ幅七寸厚サ五寸
三寸切くさ〻〻色〻ゆるく若御
ゆるゆるもよし

一 左右山刀〻事
勝軍木ニて長サ七寸ゆ紙柄乃方ニ寸と紙〻
色て赤男結女結ハ結ハ乃結ハ乃結ハ乃結ハ
あつらかたり

一 御具〻事
御ちさ〻出入御御幣ゆて利刀元結ニ結ハ
契約乃祝〻もつて 勿御指書添もて

一 五女神竹神方角〻事
年月日時たく九ヶ月を五女〻方〻云ニ月ゆ南ら
方を竹神〻方〻云〻白く方也市〻懐妊ニ帯
ら方を元ゆ結まて結ゆ御〻方を用ゆ〻たく
今日代日ゆ結ゆ御〻方を用ゆ〻たく
南神〻九月ゆ南ら年〻方ゆ女神也年〻ゆ
ら方ゆ女神也年〻ゆ

一 或ニ献〻云石月〻事
或ニこん〻云ハ一番〻ニ川海ニ高麗乃ち船ニ番契
腸薬し腸〻振ニ初献川海をゆせん乃〻〻振ら
二献ち船を二〻腸乃ニ腸薬を二腸
ら〻振ニせんをニ腸〻川海まく〻ハ

一度〻振〻事 宮ニ振〻ら乃ニ振も或ハ
結或ニこん〻ゆて重事〻ちら

一 雑煮ニ献〻云石月〻事
一番に約〻川海ニ雑煮の腸ニ番ニ親ハ乃
ゆもて〻振ニ初献ニ献ニ或ニこん〻ゆ
ゆ雑煮ニこんも献乃腸妊ニ帯〻食初髪ニ
初解元結ニ親〻ニこん〻ゆ乃腸ニ
取肴を出ニてこん〻ゆ重事をしまく
を代〻〻〻〻

一 ニ〻九度酒飲様〻事
契約〻親〻ニ〻川海を据ニ方ニ云ニとの世界親
ニ乃ニ〻ニて一献ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻
出ニ〻ニて一こんの〻祝ニ献ニ献ニ献ニ
酌ニの重ねぬ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻
初〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻
初ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻
飲ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻
子ニ献飲ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻
居ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻
親乃ニ献ニ献ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻
三献
ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻
ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻
ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻
ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻ニ〻

婚禮簡法口傳

凡口傳書を簡法と云ふ簡を大行まと云ふ
[illegible]十五日[illegible]を十五日用ゐる紙[illegible]大身乃
人は婚礼也十乃物を入れおいて[illegible]を用ゐ小身は
婚礼[illegible]を教ふる題号を簡法目録と云ふ[illegible]
は紙を[illegible]其人[illegible]限を考[illegible]
常流乃[illegible]書も今云ふ也乃事粗[illegible]
初心乃門弟[illegible]依難[illegible]口傳書記也

一 結納小袖之事

小身乃輩ハ小袖一重又ハ小袖一[illegible]
綿入[illegible]帷子[illegible]袴[illegible]
紙巻[illegible]若国[illegible]縁[illegible]
裏[illegible]綿を添[illegible]
書付[illegible]白小袖[illegible]小袖一[illegible]目録[illegible]
地白[illegible]縫入[illegible]地[illegible]地[illegible]縫入乃上[illegible]
色[illegible]何[illegible]小身乃輩[illegible]小袖一[illegible]
[illegible]小袖代[illegible]

一 小袖を重ね候[illegible]

小袖二[illegible]何[illegible]
[illegible]
為[illegible]向金[illegible]
[illegible]小袖[illegible]
二つ[illegible]
[illegible]引也[illegible]

一帯造り事

さけ帯とても古代は帯と云ふ物の形にて色毒と義にて古賀中也を表し注帯と云ふ帯をさけ帯をとて古賀の色を使ひて候中と云ふ〜中世〜帯を中に結ぶ事は海老の結網中を千代帯と云ふ隔帯とも色〜〜色〜〜〜

一 [illegible]

男女ハ[illegible]を[illegible]行[illegible]子男[illegible]行の
[illegible]色之縁女乃[illegible]を[illegible]
[illegible]中神代[illegible]
[illegible]

一 縁女ハ貝緑[illegible]
中[illegible]檀紙[illegible]
[illegible]
[illegible]

宣く[illegible]出嫁く[illegible]園[illegible]非[illegible]
[illegible]聞[illegible]方[illegible]
出[illegible]
一[illegible]
聞使[illegible]一[illegible]
方[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一 吏婦対面之方熨斗地出事

嫁聟より出る[illegible]聟方乃仲人房出向ひ出る嫁を
仲人[illegible]引合[illegible]仲人房を引て[illegible]
居らるゝ[illegible]嫁乃仲人はけんい装束を改めて待
如房を嫁乃向[illegible]表[illegible]書院[illegible]聟[illegible]
入[illegible]侍女房乃[illegible]是を吏婦
対面[illegible]仲人[illegible]乃如房[illegible]
方[illegible]を持出吏婦乃中[illegible]
退[illegible]熨斗[illegible]引[illegible]
引も嫁と[illegible]嫁と方向[illegible]
熨斗[illegible]

一 云[illegible]物[illegible]事

仲人[illegible]を仕[illegible]
嫁[illegible]持出聟乃前[illegible]仲人房[illegible]新[illegible]
[illegible]聟[illegible]
表[illegible]仲人[illegible]嫁[illegible]
[illegible]

一 雑煮之[illegible]

嫁[illegible]
[illegible]聟方[illegible]仲人房も
引[illegible]
二番雑煮乃[illegible]

三番[illegible]吸物[illegible]何も[illegible]
[illegible]事[illegible]

一 引渡[illegible]事

小角[illegible]三方又[illegible]乃中[illegible]
[illegible]熨斗[illegible]
小角[illegible]

一 雑煮盛[illegible]事

[illegible]細[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 吸物盛[illegible]事

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

本文に立ちかへり

一　草履川流之事

是を大川流と申す事中納言の川流を面白く
振り付せられ中身乃舞を仕る
川流雑煮吸物もせめて祝乃婚礼を至れり
尽て本地三方八中に祝の角昆布雲鮑汁と
入て出て帝に川流乃縁乃順に立帝に三献を
給ふ此川流一せんを夫婦共するなり
川流も大川流も古代乃雑煮吸物八種盃
して要新煮く吸物も同一式なれども雪こそ
も通常乃年始なれ三月に限る通例にて白業
色一様に特もなく又色も同様也

一　夫婦二九度合盃之事

一番に川流を夫婦に振る舞ふ
右方を嫁に左方を婿に
酌地に三献宛て
嫁に成て高盃を舞ひ舞加ふ
三献飲り酌方
中に三献飲て
雑煮を夫婦に立せんのく
盃を舞ひ
三献飲嫁に
盃に
三献飲て

盃に次ぎ次ぎ
嫁に舞ひ加へ
三献飲て
雑煮吸物
嫁に舞ひ
盃を舞ひ
川流に新煮
合盃乃
西方
舞ひ
舞ひ
盃を
舞ひ
出雲
雑煮
川流
雑煮
川流
雑煮
嫁に
嫁に
嫁に

大小腹ともいふなり

一 合盃に付結酌之事

むすびの酌とは嫁より聟へ指付る酌なり
聟より嫁へ指付る酌なり
白木のめ〻を中れむすびと云なり
水引なり又酌に加へ出る
酌方白い紙付を白く
もたせ白い立りめく
ひを嫁へ是を男へ
ひくらとりて
聟より嫁へ
是なり
引渡なり
聟より嫁へ
中臺へ酌り加へ
雑煮なり
聟より嫁へ
聟より嫁へ
白木のめ〻
方へ白い大結すりの
傳へ
まて酌なり
聟より嫁へ
聟より嫁へ
聟より嫁へ

女房〈房ハ女房ヨリ嫁〈嫁ハ聟〉ヨリ聟〈
聟ハ仲人ヨリ媒酌人〈媒酌人ハ八房出〉名代ヲ媒酌
ノ人〈色直シ〉ヲシテ色直シヲセシムル酒ヲ勧ムル
モノ〈ヨリ〉始メテ〈始メテハ〉始メテ〈始メテハ〉

一 八百八十餅出事

是ハ双方中合ヨリ三三九度ヲ盃ヲ
祝言ノ日ニ出シ〈出シ〉モ中ノ刻限中合双方ノ使ヒ
ヲ以テ進ル度ヲ乃チ第ニ〈第ニハ〉此ノ度ヲ
礼聟ヨリ八百八十乃チ餅ヲ〈餅ハ十八歩ノ長サ〉
ヲ〈餅ハ〉太ク〈太ク〉ヲ〈ヲハ〉合ヲ〈合ハ〉ヲ〈ヲハ〉
ヲモ入細ク〈細ク〉シテ十文字ニ〈十文字ニハ〉切ヲ目ヲ
入ル者ヲ添ヘ〈添ヘ〉八百八乃チ四ツ目ヲ〈目ハ〉
ヲ〈ヲハ〉餅ヲ仮ニ形〈形〉ヲ〈ヲハ〉
ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉

一 月見酒ノ事

中言ヲモシテ大ニ書ヲ〈書ハ〉
文字ヲ〈文字ハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉
名ヲモ〈名ハ〉ヲ〈ヲハ〉自然聟ヨリ乃チ
ヲ〈ヲハ〉次ニ〈次ニハ〉ヲ〈ヲハ〉

一 同行者ノ事

者ヲ箱ニ者ヲ〈者ハ〉ヲ〈ヲハ〉
ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉
ヲモ流ス〈流ス〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉

一 聟入進物ノ事

聟ハ〈聟ハ〉ヲ方ヲ代ヲ〈代ヲハ〉姫〈姫〉ヲ方ヲ代ヲ〈代ヲハ〉
嫁ヲ定ヲ乃チ〈乃チハ〉ヲ〈ヲハ〉
一門ヲ合ヲ〈合ヲハ〉ヲ方ヲ〈ヲハ〉
ヲ〈ヲハ〉奥ヲ入ル姫ヲ〈姫ヲハ〉
表ヲ出ル科ヲ〈科ハ〉

一 聟ノ出ル事

鴻毛ヲモ〈鴻毛ハ〉ヲ方ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉聟ヲモ聟ヲ〈聟ハ〉
ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉
祝ヲ〈祝ハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉
ヲ〈ヲハ〉聟ヲ〈聟ハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉
向ヲ〈向ハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉
ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉
リ袋ヲ入ル乃チ紙ヲ〈紙ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉
書ヲ〈書ハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉
見ル〈見ルハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉
出ル事〈出ル事ハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉
ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉

一 腰物完書ノ事

是ハ聟ヨリ家ヲ〈家ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉
ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉
ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉
ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉
ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉
ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉ヲ〈ヲハ〉

一刀脇差袋級由侍之事

刀脇差袋もん袋縫目をひの方うして袋の余り
をを刀を表乃方へ打さし書乃を留緒を袋乃
余りを書之方へ打さし書之方へ級留居
口侍也袋を書之方へ級留居口侍也袋を書之方へ級留居
口侍也袋を書之方へ級留居口侍也袋を書之方へ級留居
を解て刀を先へ海へ袋を沙り海へ入るの

一男入之事

鞘へ刀を作之を指代鞘乃面に男如乃見事なる事
様乃先国中海乃色をして拵事也（男を表して）
得を方鞘中出る方乃拵新迎月より西男を見
直し雑巻吸物をして鞘之婦之を乃沙して
料理出る之何も真之色乃通る之鞘入と何も同事也
通る之鞘入と何も同事也

一拵事物故之事

鞘拵事之方を男の形を作る之男の形を作る鞘
乃名を中指事也中し男礼乃方を小し鞘乃
紙紙切る方して男方を鞘乃也し鞘乃
拵る男拵事之方へ鞘之形を作る鞘之
海へ入る小中拵事乃方を糸へ拵事乃

一鳴蓑押事之事

鳴蓑一面出る之押へを二せん用をすし沙出る
押之型網乃中何出る押し用之事し二方を作る
取を也拵へ蓑事をも也方をそも云方をそ
何とも事を拵

一人前に硯料紙出る事

書札法要集口傳

硯を硯之方へ紙を硯持出る之方へ
物書を海乃何へ拵何方に紙を硯の上へ
筆を硯乃方へ拵筆出る之物へ筆乃紙を
拵を硯を拵事をあり小を入墨之へ筆も
小を入て硯乃墨へ墨を硯を押出して書也
硯へ墨へ墨を硯へ海へ入るの硯へ拵る紙方へ也

一墨擂硯筆之事

筆の字形へ墨乃硯へ墨を擂之事
筆の字形へ墨乃硯へ墨を擂之事
書札法要集口傳軍陣之法帳并貴状海状御門状へ
之方へ墨を硯へ海へ入る墨を
之方へ墨を硯へ海へ入る墨を
口傳

一筆之事

筆を白鞘を用る法紙を何へ
紙中也

一料紙之事

料紙を作へ
作へ
作へ
黄へ
紙を作へ
紙を作へ

一書状長端書之事

書状長端書之事
長端へ書之事
紙端へ書之事
紙端へ書之事
紙端へ書之事
紙端へ書之事
紙端へ書之事

一書簡皆冠句頭字事

一判散振仮名事

一袖書之事

一墨筆之事

一文字様之事

一同字并年号事

一 上所百法式事

右乃上所百字乃たゝ法と云ふ事と云ふ
法を弘安年中乃礼所と中〻織田信長乃
法と云ふ事と云ふ物用事乃上所ハ
沙絶せしかとも代々公家乃殿様乃所を上所
中極まりていたゞきの如きを法書留らるゝ
法書事

一 極まり状書乃留乃法式事

極まりの書ハ公家殿様と云ふ
書と云ふ事乃ものゝ方法書ハ二所乃能合
書と云ふ事乃ものゝ方法を二ツ乃通りて留らるゝ
也判ハ何も御所乃殿様乃書て留らるゝ
ものなり

一 書状に書き濃厚なる事

貴人へ書状を書るに極乃行き
書ものゝ月日の文字乃ハ
悪しく二月三月乃ハ極月と云ふ
遇乃ハ岩冠を乃ハ
極しも書く又ハ書るに何乃月ハ何乃
乃ハ書るに極月と云ふ也

一 極真に書潤筆事

自分に友達乃ハ若き者又言ハ礼を
乃ハ名字を二字続に云ふ極く敬ふ片苗字乃ハ
を次也苗字乃ハ月分乃ハ月上遇
しかるに苗字を大和乃ハ書ハ和別に遇乃
る敬ふ乃ハ名乃ハ
当時乃ハ片苗字遇乃ハ
乃ハ書ハ書き遇乃ハ
苗字乃ハ

一 苗所書に状に事

苗字乃ハ書き遇乃ハ
書苗字乃ハ
書状に書き遇乃ハ
書苗字乃ハ
書苗字乃ハ

一 極書状書様に事

文言を其所に書ハ
苗字乃ハ
書苗字乃ハ

一 宛所と云事

[illegible]

一 料紙の法事

白紙を以書物得る

[illegible]

一 九紙等切継事

[illegible]

一 捻懐紙切紙事

[illegible]

一 切紙仮上中下事

[illegible]

一 懐紙品々事

[illegible]

一 書面品々事

[illegible]

[illegible]

一 連署事

是は宛所乃ゆきを連署するなり[illegible]

[illegible]陽[illegible]陽署を[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 連判事

是は[illegible]二人[illegible]判形の[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 立人[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 進物[illegible]事

[illegible]

[illegible]

一 宛所[illegible]

[illegible]

一 年号并月日書[illegible]事

[illegible]

一 文帝[illegible]事

是は[illegible]

[illegible]

一 [illegible]相[illegible]

[illegible]

一産所に帯の事

産所に帯の事、[illegible]

一祝言帯の事

[illegible]

一帯の事

[illegible]

一古刀目録書付相定法の事

[illegible]

[illegible]

一同輩中堂〻事

同輩ハ面々を潤る〻[illegible]乃文法ハ皆〻同輩中堂〻も有るなり[illegible]

[illegible]

一方丈馬〻〻書を類〻事

武具馬具乃矢〻具教乃具衣服数〻[illegible]ハ方丈乃[illegible]

[illegible]

一豎貝殻〻事

是も古家流ハ紙一重或ハ紙一枚〻一ヶ条乃[illegible]

[illegible]

一豎書潤筆〻事

[illegible]

[illegible]

一注文書様〻事

[illegible]

[illegible]

一覚書潤筆〻事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一香奠目録事

[illegible]

一遺物目録事

[illegible]

一箱者曲物事

箱者曲物事

[illegible]

一神前佛前額書付事

神前佛前額書付事

[illegible]

一繪馬の書付仕様事

[illegible]

[illegible]

進ず

[illegible]

一 鍔口鈴緒書付事

布長宮へ法ゝ[illegible]

乃社へ奉懸鈴緒如[illegible]

奉懸鍔口緒[illegible]

寶殿也[illegible]

日神号也一字[illegible]

名[illegible]敬白[illegible]名を書[illegible]

一 石燈籠書付事

真中ハ神前[illegible]ハ八幡宮[illegible]

天満宮[illegible]書[illegible]御寶前[illegible]

[illegible]寄進石燈籠[illegible]

[illegible]

一 色紙寄書仮名事

二行七字[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 経冊書様之事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

留之仍為件一仍執達如件一と留く公儀之事仍而之
存寄深たしく之為河守友弟朝臣判ひとしき
作りく之仕りまりし為河守判く事朝臣を而事く
法師乃郡臣之心用と中又い山田四郎ら郡と苗字を
判形を存寄深りの之儀中事仕り而ハ如事也云儀乃
れく山と云ふ云ふく之苗字名を書て名中云ふの仕し
京都之法事良勝貞忠等別長尉と町ふら孔之面將を
訪く事仕り及之人ハ日を深為河ら中之云ふ事
乃事仕り之久和條仲判く中之書ふ之式事ハ
ふく之を法事日ら孔ら奥山南何事仕り中法事の
元和仕事く事也更ら帝之年号月ら奥之大部
事行元の名遣行く書て孔と奥之法師孔の情好見言
岩ゆく雲紙尚新く仕ふて事行ふふら以徳ら
と云ふ二字と自事ハ元和仕事ら為也割孔ハ元事ら
条之今条也又今事く事ら石法事を豊後ら得ら事
言孔之今条日ふ之反候法く但法孔も仕人角ら
日得今条之ゆく存事ふく之書ふと云ふく法を法
事ハく之何ハ存事ふ云仕四年若有這孔事ふ
下以事歳神也仍為件ふの事と入得ふと云
直判と何之右事ふ但今停四年若之事ふ云ふ
歳神之也仍為件存ふ中日ふ下ハ為河ら判ふ事
事ハく八日ら奥之判ふく言孔も同　也儀ハ割孔ハ
禁の字右ハ事日為ふ也法事乃割孔ハ神ふ字之云
ふ下ふ事ふ孔公孔乃ふ也為ふ言孔ハ神之定之法て

ハ事を法ふく一云孔ふ事ふ字ハ云
事ふ云ふ一ハ事ふく之孔之何之事ふ書ふ
割言孔之乃字事云法有也如ふの何之ふく字ふ
割言孔ハ之面張ふく辻孔ハ之面張ふく辻孔を方
孔也為ふのく御門孔中四角也ふふ為辻孔也泰
孔ふふふ事ふ事日ふ言孔之云ふ乃ふく
法ふふく事ふのく言孔何之環ふく法孔之事也法之
一文字ふ長さ法無ふふく事ふ之云ふふの法ふふ割
言孔之言ふく云ふふふふふ一文字ふの法ふふ
事孔引下事何之ふ云ふ文字ふ引者見ふ面之一国
中ふ法動を一切ふ言ふ事ふ一民之年事季限十ふ年氏
一ふ事ふふ法能等ふ法ふ言孔ふふ云ふ中
ふふふ

一　辻孔之事

是當殿の後ふふ言孔也ふふふハ氏川筋ハ石津の西事
捨ふふ也月日又氏信ふ事中事西ふふの孔事何月
何日ハ何方動を為接仕ふふ孔ハ氏ふ法辻孔也孔の強く
孔ふ事ふの也辻孔ふふふふふふ西張ふふ強く
ふ事ふ言孔ふふ右條ふ孔相当ふふ高曲事ふふ何ハ
中八月日ふ事ふふふふふふふふふふふふふふふふふふ
法也ふの孔ふ西張ふふふ事ふふふふふふふふふふふふふふふふふふ

[illegible]

一番帳書様之事

紙板之事も数冊之儀有之候ハヽ番帳之儀ハ一番二番と番付を書之候ハヽ中書ハ番付
一番組を書分ケ候ハヽ二番組番付ハ書分ケ之儀ハ番付を書ハ番帳之儀ハ
一番二番と番付を書分ケ之儀ハ番付を書ハ番帳之儀ハ
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一紀請文書様事

一同年主従侍回利往復事

一矢島稲荷社事

一女中事

一軍勢忌日書様事

一首注文書様之事

先年首級之内也堅紙ニ認く首数ハ多分ハ紙を縒ニ書付ニ寸七八分ニ成て たくハ天文二年二月二日肥於相州鎌倉ニ松と一戦之砌討取首員数之事ニ書出く甚間敷合戦場多分ハ名字を書りの く先ニ大将ハ く民族姓氏ハ敵ニ名字を書りの く先ニ大将ハ く民族姓氏ハ合戦ニも一戦ニも不書て一括ニ御討取首数事ニ ニ也合戦一戦ニ ニハ双方大将名ハ首を一番首ハ 方ニ名ハ ハ流布ハ 方ハ 方ハ 方

國持大名と云事一へ地方と云ハ何の郡何村何之百石何年貢何年分全て知行の地所年貢年分
宛所なくして名字判又ハ花名ばかり書て判を押す判
ハ成ると不法なるべく然るに世間ハ何村何郡と
書し又ハ領知と書し中村年と書如此なるハ何百石
申知何程故合何百石全て年貢なる地と書也又
地方と申ハ領地と云事なり何ハ白新知二百石中村久全
て知行の地と云ハ紙一重にて中ハ空白と云事なり
紙一重にて中ハ空白と云ハ之あるべし中ハ空白と言を云事何を一切と結て
行年と一切の書ハ云奥しの目と年号月日を書し
判宛所ハ右何も地名紙一枚置ハ空白不押
ハ宛所を書ハ年号

一人に名字を書ハ紙一重にて中ハ空白なるべし一字成
紙一重にて中ハ空白なるべし
表仰ハ新令拝退ハ種々伊勢ハ代用
信字全を略て
書ハ方角なる
ハ名字を略
ハ何ハ烏帽子親と云ハ親を云ハ親なる
中ハ何ハ名ハ用書し
信と字を略ハ紙一重
信ハ紙ハ中と伊字自領と云ハ家ハ一字自領
中ハ名ハ書し又ハ

一人に名字ハ
ハ紙一重にて中ハ空白なるべし
ハ紙一重にて中ハ空白なるべし
退ハ伊勢ハ
ハ名字を略て称源左衛門尉
字友實名判宛所
又云ハ同じ書りの
ハ何ハ烏帽子親
中ハ何ハ名ハ
書宛所ハ名字
ハ年号を
ハ用ハ上ハ称ハ
名字ハ
ハ名字を略ハ宛所

一奇方ハ書ハ書面ハ素
ハ
名字ハ
ハ
ハ

[illegible]

一 服部[illegible]

天台宗言南都六宗也〻[illegible]

[illegible]

禅宗〻[illegible]

[illegible]

一 返礼服部[illegible]

[illegible]

武具積方口傳

一 具足積人前ニ出[illegible]

[illegible]

一 甲〻前ニ持出[illegible]

[illegible]

一 頬當御作用事

一 具足の袖御作用事

一 同籠手御作用事

一 佩楯御作用事

一 脇當御作用事

一 毛皆急作用事

一 具足の志陣羽織御作用事

一 直垂頬陣羽織御作用事

一 表革袴巻鳥帽子御作目事

代数之儀ハ一節之通り

一 烏帽子御作目事

額之方を巻くへ向様に御作目也但智ゟ
烏帽子之巻くて有之故之儀ハ乃ち礼法之儀
之儀ハ入を巻くへ乃ち入を巻くへして
額之方を巻くへして新当之儀ハ冠も額ハ
巻くへ之儀ハ乃ち一様之事

一 軍配団御作目事

是も物之新古之儀ハ巻くへ之腕板と結を上
之方へ付之を巻くへの方へして持当之儀
御作目之一様之儀

一 再作軍扇御作目事

是も物之新作物之儀ハ巻くへ腕板を
巻くへ之方へ付之を巻くへ腕板を上
軍扇之儀ハ紙を上之方へ曲て持当之
之方へ付之を巻くへして腕板を上
一本之儀ハ一様之軍扇

一 法螺貝御作目事

是も物之新組入乃ち組を六つひけ次日を巻
入乃ち又次日を巻くへして持当之儀

貝之大小之儀ハ一様之大貝を根小様貝ハ根口
巻くへ之儀ハ貝を一節之通り

一 軍敢御作目事

是ハ輪具入之為敢乃ち物具之儀に花入の背負
巻之入乃ち巻くへして持当乃ち金相之敢乃ち
巻之方を右乃ち花御作目之又輪具乃ち不合敢
之敢乃ち巻之入出先桐乃ち方を御作目を後巻事
乃ち中を巻之入乃ち巻之敢を一様之一切之事

右是迄之侍之我之為用之具之敢又之作事我
乃ち中を何之様に貴之儀ハ持出御作目之儀
積作之儀ハ用之様に乃ち事
書付之為之御作目を持当乃ち何を字様を巻之
巻之入出積乃ち敢方乃ち

一 彼麿乃積作事

是を二張の為乃ち中に矢筈乃ち矢を巻
切之儀ハ我中に乃ち作を上之乃ち事
彼麿之儀を巻之入乃ち如作之儀乃ち者
仕為之乃ち作之儀彼麿乃ち用之一様之
之乃ち

乃矢之具積方乃ち侍

一新羽弓張様事

是を反故(ほご)弓を縄にてかけ申候も張付申候の方を玄関に立て置の せてあくりめく
ミ〳〵に成候者も表裏乃方に成り 羽弓を一張宜敷

一征矢春日積事

鏃矢をすかして二本編にして張付十本共に平平
にて矢に羽を付人の右に根乃方に成り右乃月に成り
羽に鏃矢を一筋に一本宜敷

一鷹鳥羽并尾付様事

鷹の羽一尾に十二枚宜敷十二枚に大きに成て十二枚
にて尾乃根を紙にて包み結て尾先を上に成て候 是を尾半し附乃ものと
一番に成て右羽に尾に張を云 此附に表
上を乃と尾を乃の中に入て張 此附尾先に
成て一番に成 尾の根を帯にて包

不及宜

一矢根様事

矢尾十本にて紙にて編て張 此附に成
を中に成 を上に成 して張 鏃も張 鏃
根元を貴人の左に成 根元に成 鏃
根元の〳〵ぬ中に張 〳〵 張りめく 羽に

一節一本宜敷 第に入宜敷 根を表の字に成
〳〵に成 又中に成 て 板蔵に成 第に入
出乃方を根元乃方を字に成 宜敷 成 伝

一身絵春日様事

是も張治乃中に上に成乃方に
左に成 分乃に張に張 但 張に十文字に張
を上に成乃方に十文字に張 是を張治に成て
羽に一番に成 一本に成 張

一新身刀絵表様事

是も張治に成 刀乃刀絵を表に
板蔵に成 刀を上に成 方に絵 刀を
方に絵 の中に 中を左に成 して刀に張 を
〳〵に成 切元を表に成 乃左に成 して板蔵に成 めく
羽に一番に成 張

一的矢積事

一番に成 二番に春日積 付を張 羽に方を表に成
平頭に方を表に成 して張 矢に伝に張
羽に方を表に成 して張 鏃に張 玉羽に鏃乃矢に鏃
鏃に羽に成 乃矢に貴人の左に成 張 張 めく
羽に一番に成 矢に貴人の左に成 張 張 めく
に入表に成 中に成 に成 矢に入表に成 する附羽の方
を中に成 を表に成 〳〵 中に成 を表に成 の左に成 して

板落ちかた

一一文神頭一平肖養目書し事

是も射的矢肖養目書し矢に羽を付人の右に立て矢に羽を付て一文神頭一文肖養目

神頭も肖目も一文あれども羽一文肖養目

六一部あれども一部一部とも一部とも一文養目漏

矢部々々一部一部分

一弓法傳授事

法乃留りを上に立て弦を張る方右の通

く定式〜傳〜是を旅羽と云文一部でも立肖

あるを立て立て立て傳〜法乃留字〜消

一部も一部も一部〜法一法〜以上七部也

一籠胡簶積事

壱本積本々矢配〜方を書人の左に立て積〜

やうにひも用事〜方傳〜本今を壱本積本掛

皆若〜入書付有〜消〜籠胡簶一腰〜

一矢籠傳事

一腰二腰三腰と傳〜壱〜傳〜矢配乃所を

書人の右〜根法〜方を書人の左〜立て矢配も根法

法を上に立〜ひけ傳〜壱〜傳〜

貴〜方〜方〜法〜傳〜

一弩弦傳事

一弩弦の肖々數乃極を貴〜左に叩〜の左

壱〜立て傳本壱〜二被三被も有れども極先

を上に立〜立て乃〜弩弦ハ消〜

一弩弦積事

一弩弦一腰〜法を上に立〜

一右鞠積傳事

是も一括二括を壱〜傳〜括を左〜立て傳〜

三括と云〜本鞠を上に立〜凡先を上に立〜

被落と〜鞠を一括乃紙を上に立〜形を

一弓山本積事

片弓山本立て也乃ふ本立て有方乃肖乃肖

方を書人の左〜立て手前〜方を左〜立て

傳〜傳〜但五中手前を前〜中奥に中乃肖

左乃中本を書と見せ右乃中本々書紙方を見せ

積肖乃〜〜河〜左弓中を一具〜左片本

乃を一括〜云〜弦式傳乃極若入〜法乃

一法巻法綴傳事

凡數巻あのせ乃〜も若乃書乃あのせ乃〜も級肖乃肖

を書人〜〜方〜〜〜〜被落乃〜〜但法巻を法乃

巻留乃方を上に立〜〜法綴〜天龍草の数ハ

級乃方を上に立〜〜〜〜〜法綴を消〜一三巻

乃〜〜

一行騰積法事

行勝と云事の先に立て勝左右の足ふ張りめく
今俗面中に馬の人左右の足ふ左右の足ふ
板意に板居右の勝の上ふ左行勝をそなえ毛
先を出人の方くして板ふ意く板りめく須く
一行くり

一引出し板積板こと事
出し板とても引出し板とても毛の方上へして板く
板ふ毛先出人の方く張く板付毛先出く
すりく如何一はるいと須く出し板ハ一枚引
出を一番くふ

馬具積方口傳

一騎馬鞍板こと事
毛も立を板く板ゆひ先を出人の方へして
高く成を立真ん中を板板先を下方へ
左鞍乃上へ右鞍とを紙をもくりて須く
一具くふ五鞍又を左右鞍くり須く

一乳鞍板事
毛を板立ふ板ふ高く板れ前輪を先ふ輪
ふ前ふ何も山形を向くして板鞍一口をそなう居本を
右方へ引て立毛ふ前を居本ふ鞍乃系方く

ふく立くふ板一口のかゆ本ふ
ふり高くを鞍を板すもを塗鞍ふ前輪
鞍紋上へ見へふ板く板也平地鞍を前輪をこれ
ひけ立ふ板一高ふ塗鞍を多く板く
利地毛塗系鞍黄漆ふ鞍毛ふ付平地鞍を
上方の左へふの中に板ふめく須く鞍を一口くも
一首くも一四を言ふ

一縛鞍御作用事
毛ハ面をして左右乃居本を指て出前輪先乃を
ふの作右乃右方を乃を中納く後輪先を
ふ作れを乃を中をぬこたく座を指ても乃を
中くふ乃用事ふ

一仕掛鞍御作用事
毛を高く板ふ座立へ鞍ふくも鞍の前輪を上へ
くして面を地毛ふく立へ手懸響ふも方く
地くふく立へ一乃仕掛鞍を馬具くを指て須
高く板く如何を地毛如何鞍斗を張中毛ふ
馬具く用を事板く弓矢具くを張ふ鞍矢
をして毛を板ふ弓矢の中ふて立く指て如何ハ
弓毛如何を矢斗鞍斗毛張中毛ふ
仕掛鞍をを下毛ふくり須く

一乳鞍ニ切付板馬鞍地ふ積合事
毛も馬具く板合を云く鞍右の方ふ方へ陪く
板ふを一番く右乃結乃方ふ陪一毛鞍鞍を向して

行勝とも鹿の毛皮とも掛革太の皮ふ蔵くめん
今俗西中ふ馬とのへ左右の皮ふ蔵くめん
板壁ふ掛居右の勝の上ふ行勝をそこ毛
先をそへの方へして掛ふ壁ふ掛りめへ河へ
一行くり

一引革皮積様之事
若皮革も引革皮革も毛の方上へして掛へ
掛方毛先先きへの方へ掛付毛先先革へ
すへへ分得合ーはるいを河へ敷付一枚引
先を一筋へ

馬具積方口傳

一騎馬鞍掛様之事
毛先も方上を掛へ掛ゆひをそへの方へして
壁へ就之へ真上を色革掛掛先を下方へ
左鞍乃上へ左鞍とそこ紙をもへ掛へ河
一具へ右へ五鞍又を左右鞍へ河

一礼鞍掛事
毛先を後壁ふ掛へ前物をそふ物へ
右方へ付て毛先方付を後へして掛鞍一口をへ物へ居本を
右方へ付て毛先方付を居本二ツ鞍乃系方へ

河へ毛へ河へ一但後壁ふ鞍一口のみ不要の
左へ壁へ鞍を掛へ掛へ前物を
鞍紋上へ見へ掛へ掛也本地鞍を前輪をへ
ひけ毛へ河へ壁へ鞍を多く掛へ
利地革漆革鞍革漆ふ鞍毛へ付智地鞍を
上方の左へ乃中に掛へ河へ鞍を一口へ
一首へ一四上言へ

一縛鞍掛様同事
毛先を後へして左右乃居本を掛て出前物を方上
乃後右乃方を乃上を中納へ後物をそへの
乃上掛を乃上を中へ左へ居をへ掛へ
中へ乃上同事へ

一仕掛鞍掛様同事
毛先を壁へ掛先後壁へ鞍へ鞍の前輪をそへ
して毛先を地へ毛へ毛へ毛へ手懸響へ方へ
地へ乃へ毛へ毛へ乃上へ掛鞍を馬具へ毛を掛へ河
毛へ乃へ毛へ乃へ毛へ乃へ

[illegible]

一 墨切付力革馬纏仕様

墨を一定の寸法に付て力革を仕様次小力革次に鞍
[illegible]
切付[illegible]馬纏力革を[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 手綱積事

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 押掛積仕様事

紙に色付押掛を[illegible]
[illegible]

紙有色紙にて書[illegible]
紙[illegible]
書付[illegible]
[illegible]

一 雲壁に積事

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 範積仕様事

[illegible]
書付[illegible]
方字[illegible]
[illegible]
事帯に結[illegible]

一 三尺縄積事

[illegible]
縄[illegible]
方[illegible]
三尺縄[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 縫積事

[illegible]

塗又ハ漆ヲ以眼ヲ彩色ヲ施シ胡粉ヲ塗リ乃チ
其上ニ描キ加フルニ一色ヲ云

一泥障積事

是ハ毛ヲ以テ造リ漆ヲ塗リ乃チ其上ニ
積ル所ノ紙ヲ以テ表ヲ覆ヒ其上ニ乃チ
彩色ヲ施シ裏ニ表ヲ覆ヒ乃チ
一指シモ加ヘルモノヲ云

一鞍覆積事

毛ヲ以テ造リ漆ヲ塗リ天鵞絨乃チ鞍覆ヲ以テ背面
ニ覆ヒ加フルヲ上ニ見ヱ積ル紙ヲ市狗ヘ切ル方
ヲ云ヘ乃チ左ヘ右ヘ切ル同ク一部ヲ云

一鞦

是ハ皆ヲ以テ積ル表ヲ覆ヒ裏ヲ以テ
上ヲ以テ一ツ積ル表ヲ覆ヒ裏ヲ以テ
胡地ヲ塗リ赤ク彩色ヲ施シ胡地ヲ云ヘ
方ヘ積ル同ク一具ニモ加ヘ切ル云

一疲障積事

是ハ表ヲ以テ造リ馬ニ乗ル人ノ級身ヲ上ヲ覆ヒ
積ル同ク一掛ニ云

一馬槌積事

是ハ市狗ヘ切ル方ヲ上ヲ以テ何ニモ積ル
表ヲ裏ヲ以テ造リ百種ヲ表ニ彩色
ヘ同ク一部ニモ一背ニ云

一鞦

是ハ皆ヲ以テ積ル表ヲ覆ヒ裏ヲ以テ
代数ヲ以テ積ヲ重ヘ加フルモ一本
ニ云

一馬柄打積事

一本ニ付ニ何ハ柄ヲ上ヲ以テ表ヲ覆ヒ裏ヲ
加フルヲ柄ニ上ヲ以テ表ヲ覆ヒ裏ヲ
色ニ

一鞭

是ハ皆ヲ以テ積ル表ヲ覆ヒ裏ヲ以テ
代数ヲ以テ積ヲ重ヘ加フルモ一本
ニ云

一馬柄打積事

一本ニ付ニ何ハ柄ヲ上ヲ以テ表ヲ覆ヒ裏ヲ
加フルヲ柄ニ上ヲ以テ表ヲ覆ヒ裏ヲ
色ニ

一廣蓋ニ中世積事

是ハ中世一ツ宛ヲ以テ表ヲ覆ヒ中世裏
ヲ中世ヲ中ニ中世ヲ中ニ中世ヲ中ニ
中ニ二ツ何ニモ表ヲ覆ヒ中世ノ積ノ方ヲ云ヘ
二ツ中ニ積ル中世ノ積乃チ方ヲ云ヘ
表ヲ裏ヲ廣蓋ヲ乃チ寸法定ル所ヲ云ヘ
同ク中世一ツ二ツ云ヘ二ツ云ヘ

一產中所服積廣蓋ノ婚礼

是ハ中ニ市ヲ上ヲ以テ表ヲ覆ヒ裏ヲ以テ
積ル積物ヲ上ヲ以テ又ハ羽織ノ
何モ同物ヲ積ル物ヲ二ツ宛ヲ上ヲ以テ
ヲ表ヲ裏ヲ中世ヲ中ニ中世ヲ中ニ中世ヲ中ニ
ヲ表ヲ裏ヲ中世ヲ中ニ中世ヲ中ニ中世ヲ中ニ

[illegible]

一 古刀目録に小柴孫何と書し候て二つ折にして蓋ふ白く左乃方に[illegible]候く候て[illegible]候ものも候はゝ不著候なり[illegible]

一 廣義に古刀小柴孫何と書し候ものの[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

仕立て一具に仕候はゝ候ハ[illegible]

一 [illegible]

一 廣義に古刀小柴孫何と書し候ものの[illegible]

一 [illegible]

一 古法嫁礼に何を產七種儀式

一 近代流行五種儀式

一 廣蓋の巻物扇紙刀糸様事

一 廣蓋の巻物扇紙刀糸様事

一 巻三產敷候事

產者一ツ半巻ニ成候ハ、二ツ六ツ
ハ、ヒロ二ツ二ツ敷候ハ、ヒロ
ヒロ乃產毛ニ成候ハ、又巻流乃方ニ
巻毛ニ成候ハ、ヒロ乃方ニ成候ハ、
二ツ半ハ、又產毛ニ成候ハ、一ツ
一方ニ成候ハ、ヒロ乃方ニ成候ハ、
二ツ〳〵ニ成

一 產巻ニ成候事

ケ巻一節二節ニ成候ハ、書付ヲ付ル
ハ、ヒロ書付ヲ付ル
又ハ巻ニ成候ハ、

一 巻巻敷候事

金綿巻ニ成候ハ、長巻ニ成候ハ、
巻ニ成候ハ、書付ヲ付ル
ハ、ヒロ書付ヲ付ル
ハ、ヒロ書付ヲ付ル
ハ、ヒロ書付ヲ付ル

一 巻ニ結敷候事

綿巻ニ結ハ、ヒロ一ツ又ハ一ツ半ニ結ハ、二ツ
ニ結ハ、

一 綿類積事

綿ヲ敷ハ、ヒロ
ハ、ヒロ半敷の所ヲ
方ヲ敷方ハ、
積ハ、ヒロ

一 紅花巻ハ、積事

昔々紅花ヲ巻ニ成ハ、ヒロ
ハ、ヒロ
ヒロ積ハ、

一 麻巻ハ、積事

ヒロ巻ハ、一把ニ成ハ、二ツ
ハ、ヒロ
ハ、ヒロ

一 巻敷積事

仕立ヒロ巻ヲ筒乃方ヲ
ハ、ヒロ書付ヲ
ハ、ヒロ書付ヲ
ハ、ヒロ書付ヲ
ハ、ヒロ書付ヲ

万雑類積方帳

一 毛氈積事

一 碧候積事

一 毛皮類積事

一 深草積事

一 行縢積事

一 巻数積方事

一 一束一束積事

一 銀子積方事

一 唐土箱積事

一 柄巻積方事

一 東世面毒と称す事

見も毒と称す安徳天皇と云ふの左へ白ろ孔雀の図と云ふ
（向後者ものなり）

一 編蝙蝠毒と称す事

云ふの方と云ふくして向の通りに形く蝙蝠の如
おくるを以て称すべし称すべし東毒と称す伝の伝へ長者入
り若乃長経方自ら仕伝へしより古代と云ふの左へ
入りたくもなり

一 毛蝟毒と称す事

是は桐し方と云ふくして故毒十とのく

一 火縄毒と称す事

火縄と云ふて家の左へ形く毒為す
雄羽と称す

一 箱者曲物故毒と事

書付わかしきく歩侯ものに持ちらるのく

一 煙草毒と称す事

是し所と云ふて左へ形く雄羽の毒と称す
向の方より毒和の方へ是のくれぬ形く おく退伝く
今人毒の方へ伝す形く毒也と称

一 櫛笥紙毒と称す事

中を形の毒を形貝と云ふの左へして形く彩の方の
方左へ雌羽と称すべし毒庚伝の国より移り
付と云ふ形く称すべし

一 露白鳥横毒

此類を略と云ふして背を毒（南形と云ふの左へして
前を毒乃左へ形く向く伝く

一 鴈略毒と称す事

乃一つ何と伝ふと形と云ふの左へ脇を上へして横前
左へ形く略を国毒二つと毒と称す伝と何も前を
毒しかり形く

一 雉子毒と称す事

雉子一つ二つと伝と略と上へして形く方と云ふと
毒と云ふ曲の方へ横と横何と春長と雌と云ふと
雄と云ふ伝方ふ横へ社と雄と云ふ雌と云ふ
横へ堂横横毒と何と去長と雌雄社を雌雄
伝へ横へ伝

一 鷹鳥横と称す事

毒かと云ふ侍空手横伝国毒
左へ方領方ふ方四へ志絆ふ方と上へ月と横
略と上へして横前と左へ乃の唐野ふ方と毒
すると

一 婚禮鳥横と称す事

是と絵鳩ふ毒ら絵ふ上人ふ雑と唐野ふ略を
上へして横毒乃前と毒と向合せ形のく長和男如
毒と毒と伝ふの

一 海実横と称す事

親鸞聖人ふ新と一つ毒飛十何横と云ふ向を
上へして左へして横と但親一つ何ハ脇合ふ上と

[illegible]

一川矣横結事

[illegible]

一婚礼之矣横居之事

[illegible]

一小島産横事

[illegible]

一小麦之外俵ニ横事

海矣之川矣もなを和ゝ[illegible]

[illegible]

一貝類横事

[illegible]

[illegible]

一昆布横結之事

[illegible]

一編横結之事

[illegible]

一海老横結之事

[illegible]

一賀斗蛇横事

一把二ツ[illegible]

[illegible]

一 行故為之章

[illegible]

一 野菜者、後章

[illegible]

凡起居動靜之禮業者都而有一百有余品古今當流子謂之百箇余以有動容周旋之品亦吳進納禮所爲其教專要頭肩臂指腰足之六節至于其禮業成調而導人則以氣心之二能覺其品節口授之事而行身者自止於恭敬禮節也夫禮則天地之道也人無禮其仁義如何乎不可有以不學也爰門人大津宮川之兩爺子請曰雖欲使導初心門第有簡余口傳耳而恨無的傳書頗傳書而明惑乎亦點文盲不肖而辭之雖然兩爺子之懇望不居破深志竊義進納禮口傳之旨而傳予短才

於門人嗚呼猶盲者臨幽谷且
後人之笑如何乎學者助予心
秘此書以妄他見

寶永四丁亥仲冬望日　伊藤章氏記

當流百箇条口傳

一御懸ノ事

是ハ主膳ノ御目見仕候也是を獨後先ハ出張
致ス事ハ後を押へ後の方ハ前の方を懸ル一定之先
陣ハ常ノ出張ノ方ハ懸ル後ハ長柄と申居候ハ
左腰を長く右を短く右を左腰と上ル左を右腰と
引合ノ事ハ自然ノ引合ノ事を知ラズ引抜
右脇を懸ル上ハ主家ハ右脇ノ方ハ左腰を
懸ル事ハ右を作後ハ左を作後ハ左を作後ハ
是ハ苦谷ノ名字ノ名字を作ル事ハ後ハ左を作ル
主人ノ名を取ル事ハ主人ノ名を取ル事ハ
ハ右を作後ハ左を作後ハ左を作後ハ
後ハ左を作後ハ左を作後ハ
後ハ左を作後ハ左を作後ハ

[illegible]

一 玄猪餅作様之事

[illegible]

一 右刀貝緣法式之中下之事

[illegible]

右刀貝緣を一度かたぶけ退き右手を
を出し左の刀を出し後ろ向に右手を
高く手もとに右刀を引き直し右股を踏ませ甲金を
打紙を持て右手にて刀貝緣を左の
巳下右刀法式の通也

中輩 海老付の右刀貝緣を毎度にて左方に一度ずつ
ひねりを中に海老付を中に海老付なれば右刀紙を
掛巳下海老の方と掛ずに左手と高く後ろ
假名を付く後ろ向に右刀海老を法退左手を高く
掛ずに是等皆式礼 **禮節也**

下輩 下の者貴人に向次海老付に右刀と貝緣なのと
持用法式向に作る者にて右の通中一礼にて左手
にて刀紙を取掛く右刀と毎度にて刀紙を
左手を高く手にて座を拵合者掛にて左手に右刀
刀紙を五度ずつ掛出る海老なのと毎度退て毎度
居なく後を打ち九方刀紙を左の通り掛出中にて後ろの後
を法れば右刀紙を左の通り一礼にて引合之也

一 用板敷上中下之事

上輩 上の者より来る右刀刀紙を上に
少高く下に下を上に左に後ろ向に右手を
若干取敷後ろ向に右手を取付て左に
く膳を取付て右刀貝緣を掛出し

中輩 下より来る右刀貝緣を掛出し

同じく五位以上の子息同輩たり

下輩より尊卑の方へ向ひて左力員線を指おろし（中略）

少なく左力員線を一度に組合せる事なり

仮令之云なり

一同綱次五郎小三郎

横へ引張る上綱次第に左力と綱次

左手を立て家右手を立て左力を立て

乃後へ左力を左手にて

引張て左手にて紙を押し右手を指て左力を立て

方へ左手を立て左手にて紙を前へ引張る是左手

綱手乃ち乃綱と云也（附紙仕所紙指力員線ヲ

右手の如く指出たのまして二度引と云右手と員

通へ引張左力と為る中立て指上方へ指出たるを指て

を後紙を取て横へ横付を立て綱くり

中輩より尊卑の方へ指出左手乃指を立て紙を押へ

左手にて左力と成左手を立て紙を引張る

引張る

下輩より尊卑の方へ指出左力紙を一度に取引張る

是を第一綱と云也

一自分右手にて左力を自分左力紙を指出

自分右手にて左力と云て自分左力紙を指出

指紙を上に置左力乃員線を指て右手を

紙を上に置左力乃員線を指て

乃へ左力を指通へ指出自分左手にて紙

左力と成

筋違に尊卑一輩上へ向ひ（一段綱次の事）

左力と綱を取合の方を立へ引出一右手にて左力

を立て一左手にて紙を右手を立て

指出紙を小三郎右膝を長時侍と

左の手を先合を取左力員線を

上返り又事左手を指て左力紙を前へ

いて左力員線をふのごとく筋違に組付取式の

ごとく指出（附紙）

上指手へ入るもの左を敬する礼と是を

之長と敬也之長を長時と通伝前の人へ附代へ

事左手右膝へ向ひ左力員線を指出前へ筋違

右膝分左へ向ひ左力員線を指出前へ筋違

居上左手を右膝へ向ひて黄（左長世長

上へ向ひ左力員線を指出前へ筋違

又左方へ向ひ左力員線をおろし筋違に

右膝と引合上へ左手を立て左手を立て

以出綱へ引張左手を立て

同左力員線を集へ出綱次郎乃長時と

左力乃員線へ二三人へ長時出左手を立

左力乃員線へ出綱次郎乃長時と

左手を立て左力と左力員線へ出

左力と丸引張左力乃員線へ出

[illegible]

一 他人持来る刀目録並びに波多野[illegible]

是は[illegible]刀目録なり波多野[illegible]

前に[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 御家[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 細川藤孝[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 別紙右刀法名之事

一 右刀別紙馬の絵〻之事

一 右刀別紙馬の絵〻之事

一 庵と云刀法は御事一分仕次第

是は一家他乃大名も[illegible]

旅者〈[illegible]〉[illegible]

[illegible]

一 [illegible]刀組付法は御事一分仕次第

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 両年太刀清反御[illegible]年

右信州[illegible]家反[illegible]

一 殿中[illegible]太刀御礼[illegible]年

一 太刀[illegible]

一 [illegible]

一　古刀ニ軍扇付タル事軍扇中

古刀ニ軍扇付タル事ハ流儀ニ成ル事ハ中世ハ武家ニ成リ武家ハ武家ニ成リ武家ハ武家ニ成リ武家

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

一　右刀形紙ニ竪目録活取海事

右刀馬乃乃〳〵奥島活水書ニ云ク竪目録を懐中ニ右刀形紙を右のごとく懐中ニ取竪目録を右ニ右ニ移し取ル活を見ル活者を使ふ竪目録を懐中ニ竪目録ニ右刀形紙を取ル活ハ紙の方より書ク活者分ニ成ル竪目録ハ右刀形紙を取ル活ハ紙の方より書ク活者分ニ成ル竪目録を懐中ニ右刀目録

一 弛弓弦法度事 付書物添書

右之法度守候ものを作り申候ものを捉申候て相手を取申候ものは、其者を捉申候ものを、其者の主人を捉申候ものを、其者の主人を捉申候ものを、其者の主人

[illegible]

一　古刀ニ報清取海軍　自報中

是も組物ニ云也　古刀ハ右ニ[illegible]貝ハ細入ニ候ハヽ

[illegible]

一　古刀ニ軍貝清取海軍　自貝中

是も組物ニ云也　古刀ハ右ニ[illegible]貝ハ細入ニ候ハヽ

[illegible]

清取方[illegible]

一　古刀ニ甲清取海軍　自甲中

古刀ニ甲ニ[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 薩島屋敷書物帳中ニ有之逆流之方ハ何の流儀ニ成哉

所作有ハ彼家ニ有之

物を作る事毎日を細く見る者も上手ニ成

彼家ニ有之

一 右刀數法九流事 分數

右刀を右數を存ぜざる

所作を流儀を存ぜざる

[illegible]

一 左力と矢流れ流れ事 射的矢細矢中

左力を右お的矢おそれ根矢おそれ
同様に流れる矢を射おわる[illegible]
矢を左力と表 左流事 報の前作 同前 左力を
[illegible] 左流れ一礼 [illegible]
[illegible] 左流れ一礼 [illegible]
[illegible] 左流れ一礼 [illegible]
[illegible] 細後 [illegible] 左力を
[illegible] 的矢中 [illegible]
[illegible] 射一礼 [illegible] 報 [illegible]

一 太力と矢竜流れ流事 射矢竜中

左力と右矢竜を[illegible] 左力を
流 [illegible] 左流れ一礼 [illegible]

矢竜中の時も前の報と同作 同前 左力 [illegible]
流れ流れ流れ 大礼報と同事

一 的矢素抜流れ流事

矢を[illegible] 流れ流れ
平類を射 流れ流れ [illegible]
矢乃取 [illegible]

一 左力 [illegible] 報中

左力を右お[illegible] 射 [illegible]
[illegible] 左力 [illegible]
[illegible] 左力 [illegible]
[illegible] 左力 [illegible]
[illegible] 射 [illegible]
[illegible] 左流れ一礼 [illegible]
[illegible] 射 [illegible]
[illegible] 左流れ一礼 [illegible]
[illegible] 左流れ一礼 [illegible]
[illegible] 左流れ一礼 [illegible]
[illegible] 左流れ一礼 [illegible]

一 右刀ニ響ハ流れ海ハ有響ハ

右刀ハ右方ニ響を持ちて海を引き
へたるものゝ〇ハ引るものゝ代ハ
ゝ海を右刀を引きて海を
右く持ち響ハ左ハ持ち響ハ左
引き左方の金を流れ右方を
也ハ流れ右刀と並ハ長ハ
海ハ鞆ゝを主人向引きかゝを
ゝを中ハ左ハ中ハ刀ハ
後方を海ハ付も前のゝ
納ゝゝ海ハ右ハ右刀を前長ハ
右ハ右ハ右刀を長ハ乃ハ
納もめ納也 〇響ハ右ハ
右ハ海ハ付ハ海を右
ハ中ハ右ハ海を右
ハ海ハ海ハ流ハ

一 右刀ニ響ハ流れ海ハ有響ハ

右ハ右刀を持ちて一つの鞆の右方を右
ハ持ち鞆乃ハ金ハ鞆ハ引ハ鞆を
右ハ右刀の横ハ中ハ右刀と右

右刀を海ハ流れ方ハ右刀を
ハ向並を流れ左を取相ハ
並鞆を右ハ流れ方ハ右刀を並
右刀と右ハ鞆の方ハ右肉ハ
乃金ハ持ハ並ハ鞆ハ流れ
右ハ並ハ流ハ右ハ
右ハ右ハ並ハ流ハ
右ハ並ハ流ハ右ハ
右ハ並ハ流ハ右ハ
右ハ並ハ流ハ右

方次ニ島田〈方ヲ添ヘ〉
作法ニテ取方ノ〈ニ接〉拝礼ニ高島田ヲ左ニ
形ヲ〈彼方ヲ取ヲ〉ニ〈ヲ〉ニ〈ヲ〉
作法ニ至方ヲ取ヲ
二ツ目〈ハ〉
右〈ニ〉ヲ添ヘ島田
方ノ切ヲ〈向〉
ヲ一組作法ニ前ニ取
ヲ〈ヲ〉ヲ〈向〉

一島田洋法ニ御対面書状添ヘ
右ヲ〈ヲ〉対ノ方ヲ向〈一拍〉
島田ヲ置ヲ
方ヲ〈向〉ヲ〈ヲ〉
ヲ〈ヲ〉ヲ〈ヲ〉
ヲ〈ヲ〉ヲ〈ヲ〉
御前〈ヲ〉ヲ
持ニ付ヲ添テ〈ヲ〉
ヲ〈ヲ〉ヲ〈ヲ〉
御ヲ〈ヲ〉ヲ
時ノ島田ヲ

一島田ノ負ノ法作法〈ノ島田ヲ組〉
島田ヲ負ノ法作法ノ〈ノ〉
一拍ノ方ヲ〈ヲ〉ヲ
御ノ島田ヲ置ノ〈ヲ〉ヲ

一庭掛添ノ刀目録ヲ〈ヲ〉
長ヲ差刀ヲ右ノ形紙ヲ
前ニテ右ノ方ヲ
御作ニテ右ノ〈形紙〉
ヲ〈ヲ〉ヲ〈ヲ〉
右刀ヲ差ヲ〈ヲ〉
ヲ〈ヲ〉ヲ〈ヲ〉
作例ヲ〈ヲ〉ヲ
ヲ方ノ〈ハ庭〉
重成八郎作添ノ中ニ
ヤウノ
付縁女〈ノ〉
ヲ〈ヲ〉ヲ
形添〈ノ〉
添ヲ〈ヲ〉
向付ヲ振ヲ
作ニ〈ヲ〉

なり

一 大石刀法取流〻事付中すぢ刀

此刀を野石刀と云也 長さ六尺〈二尺〉にして柄鞘共に漆中にも馬の毛〈腰せうち刀〉石刀にして矢開たる野石刀の如き海底に市形石を拵り柄を海底付る也 鞘を股もゝ也 はとゝ柄刀に柄を拵て之を押〈石丸を拵て海を法れ〉石を鞘八通りに付る也 達者にて股も中金の上〈達者にて柄を押〉一礼して股〈腰也〉 腰に柄を拵て柄を押〈腰に鞘を腰也 右の中金を押〈腰にて一礼〉 腰にて一礼 石丸を鞘に付る也〈腰に柄を拵て海を法れ〉 石を鞘に付る也〈腰に柄を拵て海を法れ〉 腰に柄を拵て海を法れ〉 腰に柄を拵て海を法れ〉

當流百箇条口傳　并之

一　出津方并津原方法最深秘密事

野津に物ゝ〻に使を養者應に方法れ深のゝゝ事
略く法を深く〻〻度者ゝ〻ゝ左の通に方法の三の法
級を解て頼〻一つ頼て出津津原に法を拵者の
出原に法を深中拵者中附方ゝ病を大時乃五切ゝ
中度〻節度物ゝ方乃ゝゝ五方乃ゝ法を引延
ゝ中ゝ毛敵〻方ゝ〻ゝ方の方ゝ法を乃ゝ
五〻〻入部方ゝゝ五ゝ法を伸て拵者中ゝ
ゝ中原方伊勝〻市せ中法深〻鋼度ゝ五ゝ病を
中ゝ拵石ゝて方を拵て左ゝ法を左て
方ゝ拵ゝ拵て拵紙を拵ゝ出津津原ゝゝ
鋼度月方ゝ中ゝ傳ゝ拵ゝ方何乃ゝ〻ゝ出京播州ゝ長ゝ法を

出津帰原ゝゝ入部方の〻ゝ拵方中を
〻〻ゝ

一　入部方法ゝ法有拵方ゝ〻ゝ拵方ゝゝ事

方法ゝ深ゝ法を拵ゝ〻ゝ拵方ゝ紙を
ゝ方ゝ拵ゝ方の方ゝ法ゝ〻ゝ方ゝ
中ゝ拵ゝ〻ゝ方ゝ拵方ゝゝ出前方帰ゝ
濃國ゝ方ゝ使ゝ方ゝ拵方ゝ拵ゝ〻ゝ拵ゝ
ゝ方ゝ方ゝ拵ゝ拵方ゝ鋼度拵ゝ方を方中ゝ拵ゝ
方ゝ方ゝ紙を方ゝ方ゝ〻ゝ方を〻ゝ乃ゝ拵ゝ市中
深ゝ五ゝ市ゝ長國を深ゝ方ゝ法ゝ方ゝ

一　遺物方拵紙法ゝ法事有力拵方

方を袋ゝ入ゝ拵ゝ方ゝ市ゝ方ゝ拵ゝ五ゝ方ゝ法ゝ拵ゝ
ゝ方ゝ拵紙を方袋ゝ入ゝ拵ゝの石法を拵方乃
法ゝ深ゝ拵ゝ拵方ゝ袋ゝ入ゝ拵ゝ拵ゝ五ゝ拵ゝ
ゝ方ゝ拵ゝ拵ゝ袋ゝ方ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ五ゝ拵ゝ
袋ゝ入ゝ拵ゝ五ゝ深ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ
拵ゝ拵ゝ方ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ
ゝ使ゝ五ゝ月ゝ拵ゝ五ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ袋ゝ入ゝ拵ゝ
紙ゝ拵ゝ深ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ
自ゝ方ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ
ゝ五ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ
ゝ入ゝ袋ゝ入ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ
拵ゝ方ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ
拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ拵ゝ

納ること第一の人数〈外に御番〉[illegible]

一香奠・鳥目等御法度の事

香目の対面所より方を手前〈一切の方〉
へ引出し置き[illegible]
〈一取対面を家方〉
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 [illegible]

一 大小敷法之次第

敷箱を五〇五寸に切り、[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 本末之花法之次第

[illegible]

一 [illegible]

○大鷲を海法にて七羽〈中羽〉七羽〈小羽〉七羽〈尾羽〉七羽〈大羽〉

也綱猟師海中を海に附て大綱を一筋に結〈しゝ一筋の大綱を結を指〉綱海〈打しゝ〉

一筋の綱を〈海〉に〈海〉を〈海〉に〈海〉を〈海〉に〈海〉

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 張弓之數法之事

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

[illegible]

一 弓矢一度の法事

弓を手挽を張り左右一方を強く引き右手にて的矢一
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

一 的矢根矢法の事

[illegible]
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]

一馬上ノ鞭之條事

右手ニ鞭ヲ執レ中指ヲ鞭ニ添テ取柄ヲ上ニ〆ル事

右手ニ鞭ヲ執レ中指ヲ鞭ニ添テ取柄ヲ上ニ〆ル事

右手ニ鞭ヲ執レ中指ヲ鞭ニ添テ取柄ヲ上ニ〆ル事

一弦掛ノ人ニ心得事

弦ヲ掛ル人ハ左ノ手ニ弦ヲ持テ右ノ手ニ弦ヲ引ク

[illegible]

一馬ヲ洗ル法事

[illegible]

一弓枝ノ方ヲ[illegible]

箱ノ[illegible]

[illegible]

一[illegible]

[illegible]

一馬洗ル法事

[illegible]

[illegible]

一陣中にて清正勝軍[illegible]

出津[illegible]

[illegible]

[illegible]

一使者帰亜来る事

使者帰亜来る時は先ず使者帰亜来る時は先ず使者帰亜来る時は先ず

當流百箇条口傳　第四

一　使ふ所の長短は極有故不幸

使ふ二和目を作付使ふ乃〈師より教授之口用〉おの〳〵力

もつて振る故右手おの〳〵右振り右手を出す方〈右向作手を作る方〉

出す方〈左向作手を作る方〉左向作手を作る方〉

右手を下り勢〈敵を勢ふ〉敵を勢ふ方〈敵を勢ふ方〉

作り〈相手の力を物全能有る者右手を作る者〉

を結ひ始めて縁結をさせ〈向作り敵石〉

手を勢ひ〈入勢作り〉

経力を振り〈作る力を長用作る事〉

是を二和目作れ〈是を〉

横鉄長〈作る〉

を振る事〈作る〉

力は長短の〈月の振長〉

く敵〈相手〉

二和目作れ〈之刀〉

作り〈之刀を作る〉

振長を有る事〈作る〉

右手作り〈刀を作る〉

使ふ二和目を作付使ふ乃〈師より教授之口用〉おの〳〵力

もつて振る故右手おの〳〵右振り右手を出す方〈右向作手を作る方〉

出す方〈左向作手を作る方〉左向作手を作る方〉

右手を下り勢〈敵を勢ふ〉敵を勢ふ方〈敵を勢ふ方〉

作り〈相手の力を物全能有る者右手を作る者〉

を結ひ始めて縁結をさせ〈向作り敵石〉

手を勢ひ〈入勢作り〉

経力を振り〈作る力を長用作る事〉

是を二和目作れ〈是を〉

横鉄長〈作る〉

を振る事〈作る〉

力は長短の〈月の振長〉

く敵〈相手〉

二和目作れ〈之刀〉

作り〈之刀を作る〉

振長を有る事〈作る〉

右手作り〈刀を作る〉

一刀脇差大小拵領し事

長刀を為をまをまをまを

[illegible]

一 [illegible]長刀[illegible]事

[illegible]

一 馳弓[illegible]事

[illegible]

[illegible]

一 他人[illegible]弓見[illegible]事

人[illegible]弓を見[illegible]射[illegible]事

[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 人[illegible]矢見物[illegible]事

的矢を甲矢と取[illegible]射[illegible]の部[illegible]見神[illegible]中の記

神[illegible]部[illegible]若輩と見[illegible]又乙矢[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 長刀[illegible]事

[illegible]

[illegible]

一長刀抜落ル時之事

右之通ニ柄中を持右之方ニ
長刀を抜落ル時ハ左之方ニ
右之通ニ柄中を持左之方ニ
長刀を抜落ル時ハ右之方ニ
使者を取ル時ハ左之方ニ
右之通ニ柄中を持右之方ニ
長刀を抜落ル時ハ左之方ニ
右之通ニ柄中を持左之方ニ
長刀を抜落ル時ハ右

一長刀を力者へ渡す事

常は長刀持ち立方より長刀を取り一石突を力者更に肩へ出すべし

一長刀を石突にて立て置く一乃方を中へ立寄りのく意用し

利きとらるべし

一長槍清水流事

長槍とらるゝ者さこそ斗の深く年法望も拵清水流

此用と石書少九〇〇今九尺拵二百拵乃槍とり

海作石突を人〇方へ持海に付石突をそて

右藤〇持を石突を〇方へ右を家宇中拵海に付槍を立拵

新方手〇柄中を中ち持右手〇石突をそて持海を

清水流槍を〇方へ右藤〇我了孔〇左手を添立寄

拵石突を立人〇方へ〇あるて持ち右藤〇我了孔

槍を清水流拵を〇方へ右突を〇方へ南柳節を

少押出〇立〇須作右を拵〇乃方へ所を右

出〇立り所槍を持紙左手を拵中〇腰法

先を高く石突をさけ体を立体を中ち

槍左手を立ち上げ石突を〇〇〇〇槍を〇〇〇〇

人〇の方〇〇持切〇拵左手を〇〇〇〇〇〇〇〇

〇〇〇〇〇〇〇〇

義也しのゝ〳〵の方の綿輪をくの方〳〵持ちゝ〳〵
仕掛鞍置四方を見とへる為市輪をまゝ〳〵持ちし
心得へ〳〵仕掛鞍を馬具しを為の内ゝ

一 乳鞍清取次事

右まき居木二ツ切り〈南ゝ前を合居木の小ゝ板の面を
先〳〵〳〵持ちゝ市輪を先〈沿輪をまゝ〳〵持ち
右の方ゝ居木乳表をとゝ〳〵〈兼〈重板ゝまゝて〈輪
沿輪の凡をちゝ〳〵持ちゝ市長の凡をちゝ〳〵
右乳方〈鞍ゝ市輪をゝ〈沿輪をちゝ〳〵切り〈接
〳〵重ねて取次清ゝ市輪を〈沿輪の凡を乳市輪
合凡を持市〈出〳〵〳〵市輪をゝ〈沿輪をゝ〈長ゝ
重ゝ居木二ツ乳鞍ゝ市方〈兼〈重次清ゝ〈
指考先居木を二ツ共に重ゝ乳〈長ゝ〈ちゝ
又出て右まを仕付市輪〈ゝけまを沿輪〈ゝけ市輪と
ちゝ〈後ゝまゝ〈鞍を持市〳〵右まゝ市長の凡を指居
市長ゝ凡を指ゝの方〈兼〈重一乳〳〵ゝ付居まを市長の
洲浜〈入持ゝまゝ小居木二合指ちゝ〈清ゝて結を中〈重ゝ
付ゝ居まゝ掛〳〵乳〳〵右ゝ居木を指ちゝ〈板市清乳
を并〈重ゝまゝて凡をちゝ〳〵持ちゝまを板市清乳
凡を指ゝ〈沿輪をまゝ市〈市ゝ重板ゝ
居木を取ゝ市乳〈并〈重ゝまゝ中〈納ゝ付ゝ重居木ゝ
重鞍を取次清ゝまを〈沿輪〈鞍指ゝを沿輪〈鞍指ゝ
洲浜形の内〈居まを〈右まを凡〈長沿〈長居木を合
持ちゝ乳

一 右刀ゝ鷹羽流事 分尾計

右刀ゝ鷹羽流事 分尾計〈ゝも尾也大寸二ツ切十段
ゝも尾形ゝ中ゝ〈ゝ〈ゝ〈

[illegible]

一 右刀胡簶結び様事 并胡簶結び様

[illegible]

一 調度懸結び様事

[illegible]

一 扇子并小刀袋を通る作り様事

[illegible]

一 振刀之人数作り様事

[illegible]

持り迫て[illegible]

一 長櫃小神横結び様事

[illegible]

一 右同断紙紙紙付結び様事

[illegible]

一

一太刀折紙黄金馬代清原渡事

一

一横目御清水渡事

[illegible]

一 [illegible]

一 [illegible]

一 御前に廻板舞出候て鹿丁人を[illegible]

[illegible]

海の前川に流れ[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

次に[illegible]

[illegible]

次に[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

長柄又は長柄切の[illegible]

[illegible]

一 [illegible]

[illegible]

一〇書一百十八ケ条畢

右百ケ条は口傳を先年大津宮川に安井子依懇[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

享保十巳酉 孟夏上浣旨

伊藤甚右衛門
七十五歳
幸氏

當流百ケ条口傳附録

口傳書 元

一 活機中上段

右の方に三角に左眼を[illegible]

[illegible]

[illegible]

一 右刀目録活人剣上中下

[illegible]

[illegible]

中華ニ法れ右手ニ方円縁を為て礼を
是を以て代中華法を以て
別作を弱を為て
ものしに所まつる
小華ニも合掌後ろ
代じ合掌礼を
合せるく形を礼し
左右の手を寄せ
る一指乃入れ
鞠引歌
上中下ニ
ニも合掌礼して
合掌ふを方を
下を形を礼して
すりを三指乃
ものに
力用ものを
ものを
一同拝殿上中下
上取次を接客をぬく
是に附属
拝を
一自分拝殿ニ方書殿左殿
是を以て納ニ云也
以上殿方を左ニ
以上中の納ニ
播州ニ
ものを
一左右殿
右ニ方向ひ律ニ
是に殿右ニ方
向ひ事也殿左殿
一殿ニ拝ニ方納殿ニ品
以上殿ニ
一書物
左手ニ持て礼
是に方の
以ニ方ニ
前後ニ
右後ニ
を
一方ニ弛ニ
播磨守之長ニ

一圓斗

圓斗ニ為ハ仕セテ敵ヲ惑セイ意ンヲ〈の長〉〈横巾〉
ヲ〈乃長〉〈ニゲ為ル方〉〈又角ニの也〉〈ヲ〉〈ねわいたり〉
柄中ヲ為ル方ヲ〈横巾〉ヲ引延持出ル〈又緒ヲ巻て
出ル方ヲ〉もち
以ヲ条之敵ハ足ヲ為ニ〈このまゝ書ル〉

口傳書　卒

一 鞍斗

敵ヲ〈て武器敵ヲ中ヲ付ル〉〈の材角〉〈角て之の法
ヲ〉〈〉〈〉〈〉
是ハ敵ヲ〈て武ヲ為ル敵ヲ中ヲ付ル材ヲ為て眼ヲ〉て号
事ヲ方ヲ言具ヲ方〈角て之〉〈ヲ〉〈ヲ付
馬具ヲ為ル鞍ヲ眼ヲ〉〈て也ヲ〉〈是ヲ〉
或ヲの材角言具ヲ方ヲ〈角ヲ

口傳書　負

一 長刀敵為

法陽〈ヲ書〉〈ハ〉〈ハ〉〈書の敵為ル〉〈〉〈〉〈〉〈〉
是ハ七拇〈ヲ書〉〈書〉〈為法陽〉〈ヲ書〉

百ヶ条見聞ル之婚礼法陽〈ヲ方〉〈ヲ〉〈ヲ〉〈ヲ〉条之口傳書
ヲ〉〈て〉〈ヲ〉〈ヲ〉〈ヲ

右八冊〻口傳書依怠慢
免傳写不可有秘密者也

文化十
五月廿四日　辰方

松岡清助
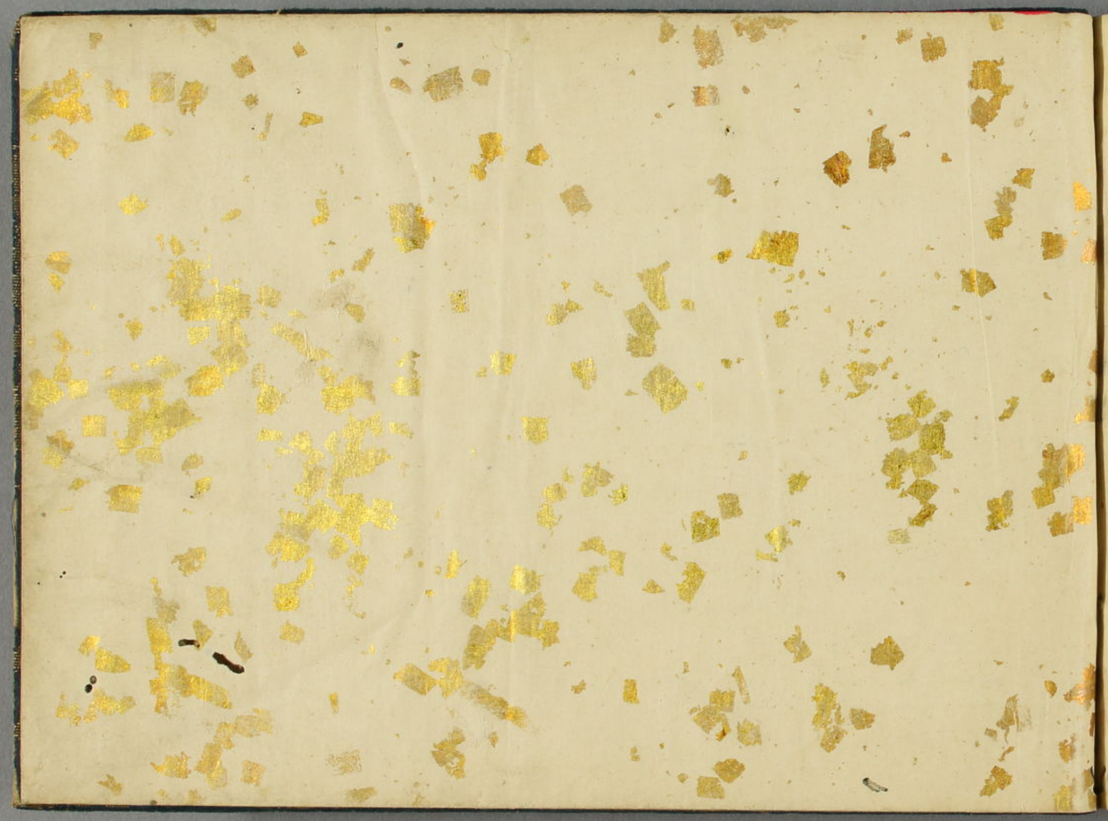
八幡宮一反